

富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成29年12月6日

時 間：原子力特別委員会終了後

富岡町役場 全員協議会室

開 議 午後 1時40分

出席議員（14名）

議長	塚野芳美君	1番	渡辺英博君
2番	渡辺正道君	3番	高野匠美君
4番	渡辺高一君	5番	堀本典明君
6番	早川恒久君	7番	遠藤一善君
8番	安藤正純君	9番	宇佐神幸一君
10番	高野泰君	11番	黒澤英男君
12番	高橋実君	13番	渡辺三男君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	宮本皓一君
副町長	高橋浩一君
副町長	滝沢一美君
教育長	石井賢一人君
会計管理者	三瓶直人君
参事務課長	伏見克彦君
企画課長	林紀夫君
税務課長	小林元一君
健康福祉課長	植杉昭弘君
住民課長	斎藤一宏君
参事務課長	渡辺弘道君
産業振興課長	猪狩力君
復興推進課長	黒沢真也君

復 旧 課 長	三 瓶 清 一 君
参 教 育 事 総 兼 務 課 長	石 井 和 弘 君
拠 点 整 備 課 長	竹 原 信 也 君
参 郡 山 事 支 所 兼 長	菅 野 利 行 君
いわき 支 所 長	三 瓶 雅 弘 君
主 幹 企 画 課 課 長 兼 佐	遊 佐 昌 志 君
企 画 課 課 長 兼 佐 まちづくり係	原 田 徳 仁 君
健 康 福 祉 課 課 長	佐 藤 邦 春 君
産 業 振 興 課 長	安 藤 崇 君
教 育 総 務 課 生涯学習係 長	三 瓶 秀 文 君

職務のための出席者

議 事 会 務 局 長	志 賀 智 秀
議 事 会 務 係 長	大 和 田 豊 一
議 事 会 務 係 主 任	藤 田 志 穂

説明のため出席した者

【案件1. 除染・解体について】

環 境 省 福 島 地 方 環 境 事 務 所 次 長	上 田 健 二 君
環 境 省 福 島 地 方 環 境 事 務 所 除 染 対 策 第 一 課 長	須 田 恵 理 子 君
環 境 省 福 島 地 方 環 境 事 務 所 除 染 対 策 第 一 課 事 業 管 理 専 門 官	中 川 春 菜 君

環境省福島地方
環境事務所
放射能汚染廃棄物
対策第一課
建物解体廃棄物
処理推進室
室長

中川正則君

環境省福島地方
環境事務所
県中県南支所
支所長

相澤顕之君

環境省福島地方
環境事務所
県中県南支所
首席除染推進官

赤羽郁男君

環境省福島地方
環境事務所
県中県南支所
首席廃棄物対策官

太田勲君

付議事件

1. 除染・解体について（環境省）
2. 富岡町特定用途建築物の建築に係る手続条例について（企画課）
3. 帰還困難区域再生構想（素案）について（企画課）
4. 未就学児童受入環境の整備について（健康福祉課）
5. さくらモールとみおか地域交流館整備に係る不動産の取得について（産業振興課）
6. 富岡町アーカイブ施設設置基本構想について（教育総務課）
7. その他

開 会 (午後 1時40分)

○議長（塚野芳美君） 先ほど申し上げた時間より若干早いですけれども、皆さんおそろいですので、ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名全員であります。説明のための出席者は、お手元に配付した名簿のとおり、環境省職員の皆さん並びに町長、副町長、教育長、そのほか関係各位であります。職務のための出席者は、議会事務局職員であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議員の皆様には、引き続き全員協議会にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

本日の全員協議会の案件は、除染・解体事業について環境省より説明を受けるとともに、町側から12月定例議会へ提出を予定しております議案といたしまして、富岡町特定用途建築物の建築に係る手続条例についての1件、そのほかの説明案件として帰還困難区域再生構想（素案）について、未就学児童受入環境の整備について、さくらモールとみおか地域交流館整備に係る不動産の取得について及び富岡町アーカイブ施設設置基本構想についての計4件であります。それぞれの案件について、詳しくは担当課長より説明させますが、環境省からの説明案件も含め、本町の復興再生を進める上で重要な案件でありますので、議員の皆様の忌憚のないご意見をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 次に、環境省を代表いたしまして、上田福島地方環境事務所次長よりご挨拶をいただきたいと思います。

上田さん。

○環境省福島地方環境事務所次長（上田健二君） ただいまご紹介いただきました福島地方環境事務所次長の上田でございます。平素より環境省の各種事業にご理解、ご協力を賜り、まことにありがとうございます。特に先日来ご指導賜りました特定廃棄物の埋め立て処分施設につきましては、おかげさまをもちまして去る11月17日より搬入を開始することができております。この場をおかりしまして、御礼申し上げるとともに、今後とも安全には万全を期して進めてまいる所存でございます。この特定処分場につきましては、また後日適切な時期に状況報告させていただきたいと存じます。

さて、本日は除染と解体の進捗状況について説明せよということで、ご報告する機会をいただきまして、ありがとうございます。まず、除染につきましてはご承知のとおり、ことしの春まで面的除染につきましては基本的に完了したということでございますが、本日は残されている帰還困難区域における夜の森地区の先行除染あるいは里山再生モデル地区の除染、それから除染後のフォローアップの状況についてご報告させていただきます。

それから、解体につきましては、これは住民の皆様の思い出の詰まった大切なお宅でございますの

で、個別のご要望に可能な限り沿う形で1件1件丁寧に作業を進めたところでございますけれども、本日は現在の進捗状況、それから切れ目のない工事をというご要望に応じた次の工事の発注状況、それから庭木、庭石等の解体支障物に関する除去についてご報告させていただきます。

富岡町の復興と町民の皆様の帰還を後押しさせていただくために、除染、解体等引き続き丁寧に確實に実施してまいる所存でございます。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） ありがとうございました。

それでは、付議事件に入ります。

付議事件1、除染・解体についての説明をお願いいたします。

○環境省福島地方環境事務所除染対策第一課課長（須田恵理子君） 福島地方環境事務所の除染を担当しております須田です。きょうは、どうぞよろしくお願ひいたします。

お手元の緑の表紙の資料、富岡町における除染の進捗状況についてという資料をごらんいただきたいと思います。1ページおめくりいただきまして、右肩に1と書いてあるページからご説明いたします。まず、夜の森地区の先行除染についてです。こちらについては、ことし6月、現場作業に着手をいたしました。夜の森公園から作業を開始しております。この地区の同意取得率は、現時点で95%となっております。工法については、前回の全員協議会の場でもご説明いたしましたが、試験施工を実施して決定しております。なお、前回の協議会以降、試験施工の箇所を追加して、さらに試験施工を実施して工法を決定しているという手続をとっております。現時点での宅地の進捗率は25%となっております。これについては、解体しないというご意向を固められている方の除染を先行して行っておりまして、その方がおおむね30%ほどとなっております。こちらの30%の方については、年内完了を見込んでおります。解体しないというご意向をお決めになられていない方のうち、残り70%ほどになりますけれども、解体意向のある方がおよそ半数になります。残りの半数の方がまだ解体なさるかどうか決めていないということになっております。既に解体をご希望されているという方については、下にも書いてございますとおり、建物解体との工程を調整して順次除染を実施していきたいと考えております。それから、建物解体の意向がまだ決まっていないと、どうするか迷っていらっしゃるという方については、前回ご意向を確認してから半年ほどたっておりますので、年内目途に再度現時点でのご意向というのを確認いたしたいと考えております。こちらについては、現時点でのご意向を踏まえて、例えば庭の除染だけ先行するといったような対策も今後検討していきたいと考えております。

おめくりください。2ページ目です。里山再生モデル事業についてです。こちらモデル地区については、グリーンフィールドとその周辺ということになっておりますが、グリーンフィールド自体については9月に表土の剥ぎ取りを完了しております。

資料後ろから1ページおめくりいただきたいのですけれども、ページございませんが、こちらに線量測定の除染前、除染後の結果をお示ししてございます。測定番号1から89までありますけれども、除染前の平均の空間線量が時間当たり1.42マイクロシーベルト、除染後は時間当たり0.56マイクロシ

ーベルトという結果が出ております。

2ページにお戻りいただきたいと思います。その付近の遊歩道については、現在施工中でありますて、一部私有地がございますので、それについては同意取得に向けて調整を行っております。こちらについても表土の剥ぎ取りを予定しておりますが、地形にもよりますけれども、おおむね片側5メートル幅での剥ぎ取りということを予定をしてございます。

それから、3ページ目です。こちらからフォローアップ除染の進捗になります。まず、住民の方からのご要望への対応ということですけれども、下のフローと見比べながらごらんいただければと思います。これまで関係人の方から383件のご相談をいただきました。そのうち319件については、既に現地調査を行っております。できるだけそのご要望をきちんと聞き取るありますとか、ご心配なところをきちんと我々でも把握するということで、この現地調査の時点から関係人の方に立ち会っていたくということで進めておりまして、319件まで立ち会いが済んでおります。現地の調査を行いまして、その時点で線量等を測定して、これであればということで関係人の方に納得いただいた案件が149件となっております。319から140を引きました170件について、フォローアップ除染計画を作成して順次施工していくということになりますけれども、計画案を作成してさらにもう一度こういった方法でフォローアップ除染をやらせていただきたいということで関係人の方と立ち会って1度工法のご説明をするという手続をとっておりまして、それについては164件進んでございます。立ち会いが進んでこういった方法で進めてよろしいということで了解をいただいたものについては順次施工に入っております、150件着手、138件が工事完了となっております。これまでに施工したところについて、その箇所の線量低減効果ですけれども、実施前について時間当たり0.91マイクロシーベルトから実施後には0.57マイクロシーベルトという結果が得られております。この点については、ここが気になるとおっしゃっていただいた点についての平均の線量になりますので、いわゆる宅地の平均線量を出しているようなところとはちょっとポイントが違うのですが、こういった低減効果が得られているという結果になっております。

4ページをおめくりください。引き続きこちらもフォローアップ除染ですけれども、事後モニタリングの結果から宅地隣接森林の影響が疑われる案件についてということでございます。まず、事後モニタリングの結果ですとか、あるいは宅地周辺の状況、それから今までやってきた除染の内容、そういったことから宅地に隣接する森林の影響があるのではないかと疑われる案件をまず抽出することから作業を開始しておりますが、現時点では503件ほどそういった案件が抽出されております。こちらについても関係人の方にご連絡をとりまして、順次現地調査に入っております。503件のうち420件現地調査を終えておりますが、実はその現地調査を行った案件のうち、例えば建物の解体がこの間に進んで実は宅地の線量が結構下がっているというような案件もございまして、調査を終えた時点で対応終了となっている案件が246件ございます。残りの174件については、計画を立ててフォローアップを順次実施していくことになっておりますが、計画案が作成に至っているのが現在174件のうちの

120件、順次連絡を関係人の方にとりまして、施工に入っていくということで、現在工事施工に入っているのが17件、完了が14件となっております。若干計画の作成から工事施工までがあいているのですけれども、これについてはちょっと前の案件とは違いまして、宅地隣接森林の場合ですと、宅地の持ち主の方と隣の森林の持ち主の方が違うということがありますので、ちょっとそのあたりでご説明に時間がかかっているというようなこともあります、こういった状況になっております。

5ページに参ります。公道の除染についてでございます。こちらについては、例えば宅地の線量を下げるのにどうしても公道をもう少し除染をしなければならないですか、あるいは6号線の植栽で少し線量が高いというところの除染を現在引き続き行っておりますけれども、こちらについては道路管理者の協議が調ったものから順次施工をしております。12月に着手いたしまして、年度内に完了する見込みということで作業を進めてまいりたいと考えております。

6ページでございます。避難指示解除済みエリアの宅地に隣接する帰還困難区域の除染、いわゆるキワ除染でございます。深谷地区については、29年の3月に着手いたしまして、8月末に完了しております。それから、大熊町との町境にこういったキワ除染を実施するところがございますけれども、これ地権者が大熊町側の方になりますが、9月から同意取得を実施しております。こちらについても同意がとれたところについては、12月から施工いたしたいと考えております。

それから、この結果なのですけれども、キワ除染をやることによって解除済みエリアの宅地の線量がどのくらい下がったかということについては、今富岡町内で事後モニタリングをやっておりますので、そちらで今後測定をして把握をしていきたいと考えております。

最後、7ページになります。仮置き場の状況でございます。まず、下に地図がございますけれども、小良ヶ浜地区の地図をお示ししてございまして、赤が国道6号、緑がちょっと主要な道路になっておりますけれども、黄色の部分が環境省で仮置き場としてお借りしている土地ということになります。こちらに除染と破棄物の仮置き場を設けさせていただいておりまして、今ここに除染廃棄物約122万袋が保管されてございます。

中間貯蔵施設への搬出でございますが、ことは3万m³ほどを予定しております、既に1.9万m³が搬出済みとなっております。残り1万m³を今年度中に搬出したいと考えておりますが、来年度については今のところおよそ16万m³ほどが搬出予定となっております。現在小良ヶ浜の仮置き場は結構いっぱいな状況ですので、そういうことも含め、あとは来年度また拠点から解体、除染を行いますので、そういうところで廃棄物が出てまいります。そういうものを保管する置き場の確保あるいは解除したエリアへの配慮、そういうことを踏まえてその16万袋をどこから運び出すかということを改めてご相談したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

除染については以上です。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島地方環境事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室室長（中川正則

君) 環境省の中川でございます。

続きまして、家屋の解体の現状を私から説明をさせていただければと思っております。お手元の青色の紙でございます。まず、1枚目でございますけれども、家屋の申請の全体の件数、現状でございまして、解除済み区域と夜の森地区を合わせまして、約2,400件の解体の申請をいただいているところでございます。

真ん中の表でございますが、現時点での解体の実績をまとめてございます。括弧の中は、年度末に終わるであろう解体の件数を書いてございまして、現状では全体で解除済み区域1,778件、年度末までにプラス200件上積みで1,980件の予定。夜の森区域は、現時点で合計で83件、年度末には約115件を予定してございます。

表の下でございますが、下線を引いてあるところでございますけれども、現時点での解体実績の総計が約1,860件となってございまして、年度末までには2,100件となる予定でございます。そういたしますと、解体申請、一番上の数字2,450件から年度末までに今の工事で終わる予定の2,100件を引きまして、約350件が現時点での未対応の件数になってございますので、こちらの約350件につきましては後ほどご説明いたします次の工事にて対応していく予定でございます。

1ページ目一番下でございますが、前回、9月の全員協議会にて解体申請の受け付け期限を来年3月末までとするということでお話をさせていただいたところでございますけれども、その後10月にお知らせを発送させていただきまして、またその後も議会からも周知漏れのないように徹底をというご指摘を頂戴しておりますので、町民の皆様へのご説明の機会などを通じまして、町や環境省が連携をいたしまして、周知をただいま図っているところでございますので、引き続き周知漏れのないようにしっかりとご指摘を踏まえて周知してまいりたいと考えてございます。

2枚目の資料でございます。今年度の工事の詳細でございまして、まず一番大きいメインの工事であります28その5工事、件数800件の工事でございますが、今まで月々100件ほどを基本に進めていくと申し上げてまいりました。こうした状況の中で地権者との調整ですとか、もう少し1月、2月にやっていただきたいですとか、そういったご要望もいただいているところでございまして、最終的には50件の月もあれば、80件の月もあると、そういった状況でいろいろと工程調整をさせていただいて進めておるところでございます。最終的には、地権者の来年度に解体してほしいですかのご要望もございまして、800件の工事が710件ほどになる予定でございます。また、工期も1月末を予定してございましたが、なるべく地権者のご要望に応えるべく延長なども視野に入れて進めておるところでございます。

続きまして、下の段の夜の森地区の約120件の工事の状況でございますが、現時点では11月末時点の数字で65件という状況でございます。こちらの工事も地権者のご都合によりまして、来年度以降ですとかのご希望ございますので、大体100件ぐらいの工事になる見込みでございます。また、こちらも工期につきましては地権者のご都合なども勘案いたしまして、延長する、しないというのを今後調

整していきたいと考えてございます。

おめくりいただきまして、3枚目でございますが、来年の解体工事ということでございまして、今の現行の800件の大型の工事の後の工事をどのようにしていくかというものです。既に平成29年の10月末に約860件ほどの夜の森区域、解除済み区域両方の区域を含めた約860件ほどの解体工事を発注をさせていただいておるところでございます。先ほど申し上げました未対応の方約350件の方につきましては、この工事にて速やかに契約し次第ご連絡をいたしまして、立ち会い等を実施していきたいと考えております。開札自体が今週末を予定しておりますので、契約は12月中には行ってまいりたい。また、来年1月以降申請いただいている町民の皆様に連絡を実施していきたい、このように考えてございます。

3つ目の丸でございますけれども、現行の工事との間で切れ目なく実施をしていくという非常に大きな課題を持ってございますので、そちらを念頭に切れ目なく実施いたしまして、町民の皆様からのご要望に応え、復興にしっかりと貢献してまいりたいと考えてございます。

その下の段の解体支障物についてという欄に移らせていただきます。議会でも申し上げてまいりましたけれども、昨年度末までの解体の案件約1,230件の皆様方全ての町民の皆様に連絡をいたしまして、撤去希望のご意向について伺ってまいりました。その中で760件の撤去希望の方につきましては立ち会いを実施いたしまして、着々と現在撤去を進めてございます。現時点では330件の撤去済み、今年度中には550件の撤去を行っていく予定でございまして、残り200件の町民の皆様とも現在調整をさせていただいてございます。こちらにつきましても撤去希望の方、周知漏れないようにとご指摘を頂戴している状況でございますので、しっかりと対応してまいりたいと思ってございます。

最後になりますけれども、この解体支障物の件で自己負担をされた町民の皆様につきまして、環境省から何かしらの補償をという話が9月の議会でございました。環境省からは、しっかりと対応して補償してまいりと説明をしてまいりましたので、その状況を簡単にご報告をさせていただきます。9月の全員協議会の場では、おおむね15人ほどの自己撤去の方がいらっしゃるという報告を環境省からさせていただきましたが、現時点さらに周知漏れないようというご指摘もございましたので、一層調査を進めまして、約30人ほどの方が対象となってございます。いろいろとただいま領収書等の調整をしてございまして、この12月中には30名中6名ほどの支払いに移れる見込みでございますので、残りの皆様につきましても書類等整え次第、早急に支払いができるように環境省としてもしっかりと対応してまいりたいと思ってございます。

解体に関する説明は以上でございます。ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 除染と解体についての説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

8番。

○8番（安藤正純君） 解体の周知、解体申請受け付け期限を30年3月までとするなですけれども、

これはそこでぴったり切ってしまって、柔軟に対応するとか、そういうことはないのでしょうか。例えば夜の森地区の先行除染、これも解体しないが30%あると先ほど聞きましたけれども、この方たちも帰還困難区域なのだけれども、帰還困難区域の本格除染はまだまだ、あと4年、5年もある話なのですけれども、この人たちも来年3月末をもって受け付け期限とするのかどうか。

それともう一点、除染の4番目に現地調査420件、フォローアップ除染の宅地隣接森林というところなのだけれども、対応で終了したのが246件で残174件、うち120件はフォローアップ除染の計画案作成なのだけれども、残った54件というのは、これはもうなしなになってしまったのではなくて、現在調整中とか、作成中ということでおろしいのでしょうか。この2点お願いします。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島地方環境事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室室長（中川正則君） ご質問ありがとうございます。解体につきまして、私から回答を申し上げます。

まず、来年3月の申請期限ということでございますけれども、環境省としましてもそれ以降はだめだと申し上げるつもりは全くございませんで、本当に町民の方お一人お一人のご事情があると思います。入院中だったですか、相続でいろんなご事情があるですか、そういう諸問題、いろいろ我々としてもほかの市町村で把握してございますので、そういう諸事情をしっかりと考慮できるようにしてまいりたいと思ってございますので、また来年以降の申請の状況を鑑みまして、役場ともよく相談してそのあたりは柔軟に対応してまいりたいと思ってございます。

また、2点目の夜の森の解体の申請の期限でございますが、こちらは夜の森の解体の期限というのはまだ決まってございませんで、私のちょっと説明がよろしくなくて申しわけありませんでした。来年の3月までの解体の期限は、あくまで解除済み区域の期限でございますので、困難区域の期限につきましてはまた改めまして、検討させていただきたいと思ってございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 須田さん。

○環境省福島地方環境事務所除染対策第一課課長（須田恵理子君） 今議員のご指摘の件は、4ページの現地調査について関係人に連絡の471件から現地調査の420件を引いた51件についてのご指摘ということかと思いますけれども、違いますか。

〔何事か言う人あり〕

○環境省福島地方環境事務所除染対策第一課課長（須田恵理子君） ではなくて、フォローアップ除染計画を作成するはずの174件から120を引いたという、その数のこと。失礼いたしました。その差については、今その計画案を作成しているところでして、その174件についてはいずれ除染計画を作成いたしまして、施工に入っていくと、そういう手続を考えております。ただ、まだ案の作成の我々の今作業の途中ということになっているという、そういう案件でございます。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） その受け付け期限についてなのですけれども、今中川さんから例えば相続だったり、健康状態だったりということで柔軟に対応してくれるということで、これはありがたい話なのですけれども、その中にまだ決められないで悩んでいるも含めてもらうわけにいかないですか。やはり大事な財産だから、親は残したいけれども、子供らは要らないという人たちもかなりいるみたいで、その話がつかない人も結構いるみたいなのです。そういった子供に負の遺産というか、環境省がやってくれなくなったらもう自分らがやらなければならないということで、相当高額な費用もかかっているみたいで、やはり決められない人もできれば若干柔軟に構えてもらいたいと思いますけれどもその辺はどうですか。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島地方環境事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室室長（中川正則君） ありがとうございます。ご指摘のとおりの点があろうかと思います。冒頭の挨拶で上田からもお話がありましたが、大事なご自宅ですので、悩み、親子間、家族間での考えいろいろあろうかと思いますので、そのあたり申請を促して復興を進めていくという観点と、そのあたりの申請をどこまで柔軟にやっていくのかにつきましては引き続きちょっと町役場と環境省にてしっかり調整させていただいた上で、また周知させていただければと思ってございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 除染の1ページ目の夜の森地区の先行除染のところなのですけれども、以前除染の工法はモデルのところでやって、5センチぐらいの剥ぎ取りということで話があったわけですが、今説明の中で追加の試験のところを実施して決定していったということだったのですけれども、実際にはどの程度剥ぎ取りをして、速報というか、大体どの程度線量が下がっているのか。また詳しくは、当然事後モニタリングしないと出てこないのだと思うのですけれども、中途でもしわかかるようでしたら教えてほしいということ。

それから、3ページ目のフォローアップの除染のところなのですけれども、結構フォローアップの場所が0.91から0.57ということで、6割まではいかないですけれども、結構下がっていると思うのですけれども、当初早いうちだと、フォローアップでいくとなかなか後々下がってこないという話が結構あったのですけれども、実際にこういう高いところを見つけてやっていくと下がるということは、1つずつ見つけていけば結構もうちょっと全体が下がっていくのかなと思うのですけれども、その辺どういう感じになっているのかということを教えてください。

それから、グリーンフィールドなのですけれども、これは1メートルで実際のところで出ているのですけれども、グリーンフィールドって子供たちが遊んだり、キャンプをしたり、いろんなことをしていたところなのですけれども、実際には地面の近いところで結構遊んだり、いろんなことしていたという経緯があるのですけれども、実際地面の1センチぐらいのところではどうなっているのか、ち

よつとその3点教えてください。

○議長（塙野芳美君） 須田さん。

○環境省福島地方環境事務所除染対策第一課課長（須田恵理子君） 今3点ご質問をいただきました。まず、夜の森の線量の件ですけれども、試験施工を追加で行いまして、5センチやったところと7センチやったところが出てきております。結果として5センチ剥いでいるところと7センチ剥いでいるところという住宅が出てきております。ちょっと今手元にどのくらいそれで線量が下がったのかという数値はありませんので、済みませんが、改めてちょっとデータをまとめてご報告したいと思っております。

それから、3ページ目のフォローアップでやったら確かに1メートルに意外にきいているのではないかというご指摘かと思います。ご指摘のとおりかと思っておりますので、このあたりについては引き続き丁寧に対応していきたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 中川さん。

○環境省福島地方環境事務所除染対策第一課事業管理専門官（中川春菜君） 3点目の里山のモデル事業で行ったグリーンフィールド周辺、1メートルの空間線量についてはここに出ていているけれども、1センチだとどのくらいかというご質問でございますが、1センチでは2.16マイクロあったものが $0.68 \mu\text{Sv}/\text{h}$ まで低減しております。グリーンフィールドのところでは、堆積物除去までの場所がもうございましたので、この部分で1センチが下がっているという状況でございます。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 赤羽さん。

○環境省福島地方環境事務所県中県南支所首席除染推進官（赤羽郁男君） ご質問ありがとうございます。試験施工について、補足説明させていただきます。

夜の森地区で試験施工を4カ所行いました。その4カ所の結果をもとにしまして、剥ぎ取り厚を除染する前のモニタリングの数字で判断しまして、剥ぎ取る厚さを決めました。比較的大菅の川田地区が大体7センチが結構数的に多かったかなという感じです。夜の森に関しては、5センチという感じの状況で、25%なのですけれども、そういう状況です。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 試験でやったところもどのくらい、外からバックを引っ張ってくると思うのですけれども、バックを遮断した状態で実際7センチのところでどのくらいの低減率があったかというのもしわかったらちょっと教えていただきたいということ。

それから、この夜の森の先行除染なのですけれども、年度3月ぐらいまでにはどの程度、解体をしてから除染をするということは、解体をしないと除染が進まないということになろうかと思うのですけれども、3月までに解体も含めて進捗するような計画になっているのか、全部終わるのか終わらな

いのかも含めてちょっと教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（塚野芳美君） 赤羽さん。

○環境省福島地方環境事務所県中県南支所首席除染推進官（赤羽郁男君） ご質問ありがとうございます。試験施工で行いまして、コリアリで汚染密度の低減である程度判断しております。そして、そちらのコリアリで汚染密度が剥ぎ取り前より約70、80%の低減率の値で厚さを決定しております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島地方環境事務所除染対策第一課事業管理専門官（中川春菜君） 夜の森の先行除染の場所は、いつごろまでに除染の見込みが立っているかということなのですけれども、先ほど一部ご説明をしましたが、建物解体を今のところしないよと決めている方についてはことし中、12月の末までにおおむね完了の予定でございます。残りの70%のうちの半分につきましては、建物の解体がおおむね12月の末までに完了見込みということで聞いておりますので、この後に順次施工しております。今のところ夜の森の工事につきましては年度内工期となっておりますので、さまざまな地権者のご事情もあるかと思いますが、年度内を目指していくということになっております。さらに残りの半分、つまり全体の約30%、こちらの解体をしようかどうしようか迷われている方、この方については12月中にご意向を全部確認する予定でございます。これによって建物解体につなぐのか、あるいは除染に来るのかによってちょっとこちらの件数、規模感が見えていないので、こちらについては現時点で少し見通せないなというところがあります。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 最後に、1つグリーンフィールドの里山のモデルで1センチも2.16から0.68ということで相当下がっている。それを考えると、逆に言うと1メートルのほうが低減率はちょっと悪いと思うのですけれども、これはグリーンフィールドの今回のモデルのそのまた外から引っ張っているのか、それともグリーンフィールドの中にある樹木等からもある程度線量がプラスになっているのか、その辺というのは調べる状態というのをやっていますでしょうか。もしやっているのであればちょっと教えてほしいのですけれども、もしやっていないのだったら何かの方法でそういうことも考えてほしいなと思うのですけれども。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島地方環境事務所除染対策第一課事業管理専門官（中川春菜君） ご質問ありがとうございます。里山モデル事業の1センチの下がりぐあいに対して1メートルが余り下がっていないのではないかということですが、グリーンフィールドに関しましてはかなり面的に広がりを持って除染作業を行いましたので、対象エリアの外からの影響を引っ張って1メートルが高くなっているというのは考えにくいのではないかと思っております。そのほかこの1メートルの空間線量が、では地面から

来ているのか、上空というか、全体として高いのか、木から来ているのか、この辺についての調査ということは現状では行っていないということになっております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） やっていなければ、今後そのデータをいただけますかということも含めて。

○環境省福島地方環境事務所除染対策第一課事業管理専門官（中川春菜君） 申しわけありません。今後ご指摘を踏まえて原因については検証して、機会を捉えてご報告をしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） 解体についてお伺いします。

解体申請の受け付け期限が30年3月ということになったわけですけれども、これに関しては私もずるずるという形でいくのもよろしくないということで理解はしております。ただ、1点心配なのが解体申請をされていない方で、特に大規模半壊とか全壊のような状態の建物が申請されないでそのまま残ってしまうということが、前にも質問したことあるのですけれども、そういうところはもうちょっと3月までの間に周知していただいて、最終的に解体の申請をするかしないかはその所有者になるわけですけれども、本当に危険な建物とか、あとやはり見ばえ的に復興の妨げになることもありますので、ぜひそこは町とタイアップしていただいて、やっていただきたいのですけれども、その辺の状況をちょっとお知らせいただければと思います。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島地方環境事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室室長（中川正則君） ご指摘ありがとうございます。ご指摘のとおり全壊ですとか、危険な家屋の中で環境省と町と一緒に申請を促しに調整したりしている家屋等ございますけれども、なかなか進んでいないところもございまして、ご指摘のとおりかと思っております。そういうところにつきましては、もうそれが3月末までに申請が上がらないから、できないですとか、そういうしゃくし定規な対応というのは当然してはいけないものだと思ってございますので、しっかりと役場とも調整して町の復興がしっかりと目に見える形で進んでいくようにしてまいりたいと思ってございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（黒沢真也君） ただいまのご質問に町としての見解を補足したいと思います。

町といたしましても大規模半壊であるとか、全壊に近いような建物、そういうものの危険家屋につきましては環境省と共同でリストアップをしておりまして、それぞれその建物の所有者の方からはかなり解体申請は出ている状況でございますが、まだ出てきていないもの、そういうものに関しましてはさらに申請を促すようなことをしていきたいと思っておりますので、ご理解方よろしくお願ひ

します。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） ありがとうございます。ぜひ早急に解体を促すようにお願いしたいと思います。

あと、もう一点ちょっと忘れていたのですけれども、建築中の建物がちらほら見受けられるのですけれども、そういう建物というのは環境省の解体の扱いになるのか、その辺どうなっているのかお聞かせいただきたいのですけれども。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島地方環境事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室室長（中川正則君） ありがとうございます。建築途中の建物につきましても所有者からご申請いただければ、それは対象となりまして、ただいろいろと建築途中ということで、所有権がいろいろ複雑になっているケースがありまして、なかなか申請まで時間がかかるっているケースがございますので、そういうところもしっかりと環境省側でも把握をして進めてまいりたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 除染の方法をちょっとお聞きします。

きのう私夜の森の桜通り近辺、あの辺ちょっと入って見てきたのですが、前にもちょっと雑談の中で言った経緯あるのですが、解体物件の解体が終わった後で、要は建物の基礎とか、そういう構造物がとったままになって、整地されないで残っているのですけれども、あのまま穴があいていれば、穴なりに5センチなら5センチこういうふうにとて除染していくのか、それとも解体で1度簡単な整地をかけてから除染するのかお聞きしたいと。というのは、例えば解体で簡単な整地をかけてから除染に引き渡すとすれば多分二重手間になってしまふのかなと、もう引き揚げて完了という形になっていますので。その辺横のつながりがきっちりなっているのかなと心配に思ったものですから、その件1点と、あと最近解体の支障物についてなのですけれども、解体した後で我々のいろんな意見によって解体で庭木、庭石の撤去とか今盛んに行って大分町内もきれいになっていっていますが、要はいぐね、うちの囲い。囲いが非常に厳しくなってきて、囲いはできないよとか、自分のところで切ったものに関しては、枝葉とか、そういうものは環境省で片づけますよとかということでいろいろ聞こえてくる話だと、1つの回答になっていない部分があるのではないかと思うのです。宅地から裏山の影響とか、そういうものを考えれば、いぐねと言われる囲いは切ったり、根っこを起こしたり、枝葉を片づけるのは環境省の、除染で行うか解体で行うかは別にして、当然片づけるべきなのかなと思うのですが、その辺の趣旨徹底しているのかどうか教えてください。いぐねは、まだそこまでいっていないよというのであれば、それを今後どういう取り扱いにしていくのか教えてください。

○議長（塙野芳美君） 赤羽さん。

○環境省福島地方環境事務所県中県南支所首席除染推進官（赤羽郁男君） 先ほどは大変失礼しました。議員、質問ありがとうございます。今解体後に除染を行っております。そして、議員がおっしゃる建物の基礎に関して、基礎を撤去するに当たっては周りを掘削しなくてはしようがないということなのですけれども、その点に関しましては掘削する前に表面の汚染土壌を隔離、ちょっとどけておいて基礎の撤去ということで、建物の基礎の撤去に関しては解体で整地すると。しかし、今樹木の除根を行っていまして、そちらに関して結構汚染された土壌も付着していますので、それは除根したとき土壌をそこで振るうなりなんなりいたしますので、そこにくぼ地が出る。そして、表面に汚染された土壌が付着していると。それは、そのくぼ地なりに除染で剥ぎ取っていくと、こういう方法で今行っています。こういうことで解体班等とも打ち合わせしております。

以上です。

○議長（塙野芳美君） いぐねの部分は、囲い木の。

中川さんですか。

○環境省福島地方環境事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室室長（中川正則君） ご質問ありがとうございます。ご指摘いただきたいぐねの部分でございますけれども、環境省の今解体の支障物ということで、庭木、庭石までは今撤去させていただいておるところでございますが、なかなかその解体の支障とは言えないような裏庭のそういういぐねを何かしらというのは今現状では非常に難しい状況でございます。

また、その点につきまして1つの回答になっていない場合があるというご指摘がございましたが、大変申しわけない点ございまして、環境省からの回答がいろいろと統一できていない部分ございまして、そういう話を聞いておりまして、申しわけなく思っております。今後回答をしっかりと統一できるようにしてまいりたいと思ってございます。やはり環境省の解体の支障となる範囲から出ていくというものにつきましては、現状ではなかなか難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 解体後の除染ですけれども、今答弁いただきましたが、木の根とか、そういうものに関しては抜いたら抜いたままにしておいて、それで土だけそこに落として、下がっているところはそれなりに除染をしていきますよと。基礎もとったらとったままになっているのです。解体で簡単な整地をして除染に引き渡すとすれば、今みんなもう解体終わらせて完了だよということで引き揚げて別な現場に移っていますので、またならすとなると二重手間になるのではないかと思うのです。現場が混乱すると。そういうことを趣旨徹底してあれば、解体が終わった時点、基礎のコンクリをとった時点で簡単な整地をして完了にして多分現場離れると思うのですが、実態はそう今なっていないのです。きのう見てきたのも、解体したところはほとんど基礎のコンクリをとったままになって

います。だから、穴が至るところにあいたままになっているという状況になっていますので、その辺解体と除染のいろんなやりとりだと思いますので、ぜひ現場が混乱しないように、現場がスムーズに行けば、それだけ解体が進んでいくということですので、ぜひその辺はお願ひしたいと。

あと、いぐねなのですが、まさに中川さん言うとおりなのかなと思うのです。解体するに当たっての支障物は、切らせてもらわないとできないものは当然お願ひして切らせてもらうと。ただ、いぐねと言われる部分に関しては、解体支障木には全くならないと思います。風よけの部分ですから、本来の考え方は。ただ、今宅地の境界から裏山、当初20メートルまで本格除染でやったのです。今は、5メートルなんていう数字出てきていますが、当然いぐねというのは一番近い位置にありますから、かなり線量的には引っ張ってきてしまうのかなと思うのです。そういう部分を解決していかないと、本当に町民が戻ってこれるのかというと、かなり厳しい部分あるのかなと。町場に関しては、いぐねなんてほとんどありませんから。ただ、町から一步離れると、ほとんどもう大きな屋敷でいぐねと言われるもの抱えていると。そういう部分も戻ってきてもらわなくてはならないものですから、それはぜひ早目に解決していただきたいと。今答弁はできないでしょうから、その辺は強く要望しておきます。よろしくお願ひします。

○議長（塙野芳美君） 中川さん。

○環境省福島地方環境事務所除染対策第一課事業管理専門官（中川春菜君） いぐねについてのご指摘ありがとうございます。環境省では、今宅地に隣接する森林ということで、5メートルという数字が少し先行してしまっておりますが、宅地に影響する範囲については丁寧に効果のあるように剥ぎ取りをさせていただいております。なかなかいぐねの伐採であったり、伐根であったり、今何か私どもから言えるという状況にはないのですけれども、線量へのご不安というのは非常に重要なことだと思っておりますので、できるだけ除染でも線量低減に関して対応できるように引き続き取り組んでまいります。

○議長（塙野芳美君） 赤羽さん。

○環境省福島地方環境事務所県中県南支所首席除染推進官（赤羽郁男君） ご指摘ありがとうございます。先ほどの解体の二重手間、手戻りにならないようにということなので、解体の監督員、あと除染の監督員等踏まえてそのご意見をいただきながら、調整しながら今後進めていきたいと思っています。ありがとうございます。

○議長（塙野芳美君） そのほかござりますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） それでは、なければ除染と解体についての質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件1、除染・解体についてを終わります。

ここで、環境省の皆様にはご退席をいただきたいと思います。

暫時休議いたします。

休 議 (午後 2時35分)

再 開 (午後 2時37分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件2、富岡町特定用途建築物の建築に係る手続条例についての説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） お疲れさまでございます。富岡町特定用途建築物に係る手続条例の制定についてということでご説明を申し上げます。

本町におきましては、本年4月1日の一部区域の避難指示の解除以降、さまざまな形で宿泊施設や寄宿舎などの建設に関する計画のご相談が増加しております。これら特定用途建築物の林立が町内生活に大きな変化をもたらすものとの懸念も多く寄せられているところでございます。町といたしましては、これらの計画などについて把握し、町民の方々との合意形成を促すことが必要と建築行為に先立つ手続として基本的事項を定めようと富岡町特定用途建築物に係る手続条例を制定いたしたいと考えているところでございます。第二次災害復興計画においては、これから加わる仲間も居心地よく親しめる地域を目指すとしておりまして、このことの実現に向けて、町内の横断的な議論、検討が必要であると住みよい環境創造プロジェクトチームを立ち上げまして、本日ご説明いたします条例案の作成を始動させるとともに、情報発信能力の向上や強化による町へ関心を向けていただくための取り組みや、各種イベント行事へ積極的に参加いただけるような交流促進に向けた雰囲気づくりなどを継続して議論しているところでございます。まずは、喫緊の課題でございます、そのように認識いたします特定用途建築物の計画の事前把握や調整のために条例を制定しようというものでございますので、趣旨をご理解いただき、内容をご確認いただければと思います。

内容の説明につきましては、企画課主幹、遊佐よりさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 遊佐さん。

○主幹兼企画課課長補佐（遊佐昌志君） 企画課主幹の遊佐と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料2に基づきまして、説明させていただきます。初めに、資料上段、本条例を提案した背景及び目的についてご説明いたします。先ほどの課長の説明にもありましたが、4月の一部地域の避難指示解除以降、町内では宿泊施設や寄宿舎等に関する計画や相談がふえてございます。復興事業関連を中心といたしまして、交流や一時滞在または新たに居住する人口の増加というものが見込まれる一方で、町内の居住環境の変化に不安を覚える町民の声も少なからずいただいている状況でございます。そこで、地域の方々の不安を和らげ、新たな居住者等との相互理解を促し、町内の快適な生活環境の確保及び良好な近隣関係の形成に資するため、具体的には宿泊施設、寄宿舎等の特定用途建築物の建築計画を町が把握できるようにするとともに、建築計画の周知や町民等との事前の合意形成を

促すため、建築に先立つ手続として基本的事項を定めようとするものでございます。

次に、資料2－2、条例（案）についてごらんいただきたいと思います。条例の基本的な構成と概要についてご説明いたします。まず、第1条でさきにも述べました条例の目的を定めてございます。以下第2条で特定用途建築物、町民等の本条例における用語の定義を、第3条におきまして町民等、建築主、町が協働して町づくりを行う旨の基本理念を、5条から7条にかけまして町、町民、建築主のそれぞれの責務を、第8条以降は建築計画書の提出、標識の設置、説明会など本条例に基づく具体的な諸手続について規定してございます。

そして、最後に附則として本条例の施行時期及び適用時期について定めてございます。

具体的な制度の概要については、資料2－1でまとめてございますので、そちらで説明させていただきます。

資料2－1にお戻りいただきまして、中段、3番、制度の概要のところをごらんいただきたいと思います。まず、（1）番、本条例の対象建築物でございます。本条例の対象となる建築物については、町内に建築されるホテル、旅館、簡易宿所、下宿及び寄宿舎、共同住宅でございます。

次に、（2）番として建築主の責務といたしまして、快適な生活環境が確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、良好な近隣関係の形成に努めるものと定めさせていただいております。

次に、（3）番、基本計画書の提出でございます。建築主は、特定用途建築物に係る建築確認を行う90日前までに当該建築物の位置や規模等を示した基本計画書を町に提出いただきます。

次に、（4）、建築計画を周知するため、役場庁舎での基本計画書の縦覧、また建築予定地での標識の設置というものを行います。

次に、右側、（5）番、町民等との合意形成を図るため、町民等から求めがあった場合または町が必要と認めた場合には、建築主には当該建築物に係る説明会を開催していただきます。また、説明会開催後14日以内に町民等の意見、要望及びそれらの対応等を町に報告していただき、町は説明会の報告書を縦覧に供します。縦覧期間終了後、町は建築主に町との調整を求めることができまして、建築主は町との調整を踏まえて建築確認を行っていただくこととなります。これら（3）から（5）の手続を経まして、町での建築計画の把握、建築計画の周知を図るとともに、事前の合意形成を促してまいりたいと考えてございます。

さらに、（6）番でございますが、当該手続の実効性を確保するため、是正の勧告に従わなかった場合の氏名の公表に関する規定を設けるとともに、建築が完了した場合には町に完了報告をいただき、計画どおり事業が完了したか町が確認できるようにしてございます。

次、（7）でございますが、条例の施行日は30年の1月1日を予定してございます。また、適用は施行日の7カ月以降に建築確認申請を行う建築物でございまして、実際の運用は4月ごろを想定しているところでございます。

ちょっとこの施行と適用の日程のところが少しづわづわなので、3枚目に参考資料を用意させて

いただきました。資料2－参考資料をごらんください。こちら一番左が1月の施行、真ん中あたりの8月が適用という時期で、それぞれのどういった期間がかかるかというのをイメージを示したものでございます。おおまかなイメージになりますが、まず施行後、建築確認や旅館業の許可権者、復興事業の発注者もしくは業界団体などを通した町内に特定用途建築物を建築する計画がある方々への制度の周知や指導、また町における運用の準備であるとか、そういった準備期間に約3カ月、また先ほど述べました本条例に基づく諸手続でおよそ3カ月程度見込んでございます。また、基本計画書の提出につきましては建築確認申請の90日前までとなることから、早い方で4月から基本計画書の提出がなされるものと想定しまして、施行日から適用までは7カ月というふうな設定をさせていただいたところでございます。

資料2－1にお戻りください。本条例を運用するに当たり、ポイントと考えております事項を2点ご説明いたします。1点目は、説明会の開催を求める場合の考え方でございます。さきに説明しましたとおり、町民等から求めがあった場合のほか、町が必要と認めた場合には説明会の開催を求めることができるものとしてございます。

それでは、どのような場合に町が説明会を求めるのかというのを整理したものが（1）番でございます。考え方としては、居住関係の影響が大きいと考えられるもの、具体的にはホテル等の宿泊施設や寄宿舎、また共同住宅のうち宿舎や社宅として使用されるものにつきましては原則説明会の開催を求め、事前の地域住民との合意形成を促す考えであります。

2点目は、町民等への周知方法でございます。現在の町内居住者や町民等の避難の状況を踏まえれば、建設予定地の標識設置等では十分な周知が難しいと考えますので、町の広報紙を活用して建築計画の周知や説明会の開催の案内というのを行ってまいりたいと考えでございます。

これらのほか、関係機関との連携や町による確認指導などにより本条例を適切に運用し、地域の方々の不安を和らげ、新たな居住者等との相互理解を促してまいりたいと考えでございます。

条例に関する説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございますか。

堀本典明君。

○5番（堀本典明君） 条例の中の第6条、町民等の責務というところがあるのですけれども、この必要性がちょっとわからないのですが、何でこの文が入るのかというのをちょっと教えていただきたいのと、その中に基本理念に対して関心と理解を深めるとともにというところがあるのですが、この基本理念というのはちょっと載っていないようなのですけれども、どういうことなのかちょっと教えてください。

○議長（塙野芳美君） 主幹。

○主幹兼企画課課長補佐（遊佐昌志君） お答えいたします。

概要に基本理念を十分に説明を記載しておりませんで申しわけございません。こちら基本理念につ

きましては、先ほど冒頭課長が申し上げましたとおり、今後新たに町に居住される方等もおられることが見込まれる中で、町及び町民の方もしくは新たに居住される方の施設になります宿泊施設等につきまして、新たに来られる方がいらっしゃる前に、事前に合意形成を図るというのは繰り返し申し上げたとおりでございますが、そういったものがそれぞれの立場からお互いに協働するという必要性を改めて基本理念に書いてございます。ちょっと答えになっていなくて申しわけございません。目的のためにそれが協働するという意味が基本理念でございます。説明で不十分で申しわけございませんでした。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） そういう基本理念があるならば、何かしらのどこかに表示するなり、皆さんに周知することが必要なのかなと思うのですけれども、突然出てきたのに対して町民の責務という欄に載っていたので、第6条はこの条例に対して必要なもののかちょっと疑問なのですけれども、これが必要な理由もちょっとあわせて教えてください。

○議長（塚野芳美君） 主幹。

○主幹兼企画課課長補佐（遊佐昌志君） こちらの条例を検討するに当たりまして、同様の条例等もほかの自治体等も先行して設定してございまして、そちらをいろいろ勉強させていただいた上で案を作成いたしました。おっしゃられるとおり、建築主のほかに町民等にまで責務を課すのかというような趣旨のご意見かと思うのですが、これから新しい人が入ってくるという町づくりにおいては、町民の方々も協働するメンバーの一人だというところを明確に位置づけるということは、先行のものでもそれぞれ3者の責務は他事例でも記載してございますし、そういったものも踏まえまして、いずれも参考といたしまして、町民等の責務を案としては入れさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 基本理念というのをもう少しはっきりわかりやすく説明しないと堂々めぐりになります。

主幹。

○主幹兼企画課課長補佐（遊佐昌志君） 申しわけございません。基本理念につきましては、条例第3条に記載のとおりでございますが、冒頭提案の際に課長の林からも申し上げましたとおり、第二次災害復興計画においては町としてこれから加わる仲間も心地よく親しめる地域を目指すというところがまず原点にございます。町民及び新たに町民となられる方、新たにかかわる方々がそれぞれ協力し合い、協働して新しい町をつくっていくことが非常に重要だと考えているところから、それぞれ協働によって行わなければならないというような基本理念にさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 第6条の意味につきましては、第3条、基本理念で新たに住民となられ

る方、それから我々町民、そして事業者の方々、さまざまな方々が協働、共通の意識を持って町づくりに臨んでいくという理念のもと、この中には町の責務、町民の責務、それから第7条1項で建築主の責務ということで、それぞれ3者には、責任があるという言葉まで使ってしまうと大変重くはなってしまいますが、それぞれの立場、立場での責務があるのだということを条例で思想としてうたっているといったところでございます。

第6条で町民の責務等を設けて何かを責務として課すというわけではなくて、思想として町民も町づくりに共同参画いただくことが必要なのだよという、そういう思想をあらわしたと捉えていただければと思います。

以上です。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） まず、条例（案）の第2条の定義のところなのですけれども、（1）の特定用途建築物というところで「共同住宅その他規則で定める用途の建築物」となっているのですけれども、その他規則で定める用途の建築物というはどういうものを指しているのかちょっとお聞かせください。

それから、こちらの資料2-1の4の運用のポイントのところに、（1）のところで10条の第2項のところの丸の2つ目、下の共同住宅のうちということ書いてあるのですけれども、「共同住宅のうち、宿舎・社宅として使用されるもの」に関しては開催を求めるとなっているのですけれども、こちらの条例では先ほどのように共同住宅と入っているので、この区別がどういうふうにされているのかが条例上わからないのですけれども、その辺ちょっとお答えください。

○議長（塙野芳美君） 主幹。

○主幹兼企画課課長補佐（遊佐昌志君） お答えいたします。

まず、1点目の2条第1号の特定用途建築物のその他規則で定める用途の建築物についてでございます。こちらのその他規則で定める建築物につきましては、現時点では具体的にこちらに例示している用途の建築物以外のものは、現在規制の対象としては考えてございません。現在町民の生活環境に大きくかかわるであろうという施設については、こちらの例示したもののが全てであるとまずは考えてございます。とはいっても、町民の生活環境に大きく影響がある新たな用途の建築物というのが、こういった本条例に基づく一定の手続をしていただくのが相当であると思われるものも今後出てくる可能性も考えられることから、その他規則で対象も追加できるという意味の他の条文を記載させていただいたところでございます。

2点目の運用のポイントの下段の「共同住宅のうち、宿舎・社宅として使用されるもの」をどう判断するのかというところでございます。こちらにつきましては、今後規則で定めます基本計画書の様式におきまして、建築主及び施工業者に加えまして、施主のほかに特定の事業者等が継続的に使用さ

れる見込みのある場合には、使用者についても基本計画書で記載いただくというような手続を予定してございます。そういう基本計画書を提出する時点において、あくまで事業者からの申請ベースにはなってしまいますが、社宅、宿舎等で使用される場合には基本計画書の提出の際に事業者から示していただることによって確認する予定でございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 皆さんこれらの条例が新たに出てきたので、戸惑っている節もあるかと思いますが、広野町が最初に解除なされたときにどうしても作業員の方が隣に全く知らない状況で住んでいると、これはおかしいだろうということで、隣の檜葉町では条例を制定しました。広野の場合には、条例を制定する前にもうそういうものが出てきましたので、それに後手を打つような状況になったと。それで、富岡町でもそれではいけないだろうと、当然住んでいる人たちの合意形成を考えて今回条例をつくらせていただくものですから、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 先ほどの件で、運用のポイントのところで「共同住宅のうち」と書いてあるので、共同住宅はもう既に含んでいるので、うちという意味がわからないということだったのです。共同住宅は、特定建築物に入っているので、全て共同住宅は宿舎、社宅に使用されようが、されまいが、一般の人に普通の共同住宅であろうが出すという条例だと思うのですけれども、そうではないのですかということ。

それから、これ用途変更に伴ってこういうことが起きる場合のところがちょっと、建築と書いてあるので、読み取る気になれば読み取れるのですけれども、もうちょっと用途変更のところもきちと書いておいたほうがいいのではないかと思うのですけれども、その辺に関してはどういうふうにお考えですか。

○議長（塚野芳美君） 主幹。

○主幹兼企画課課長補佐（遊佐昌志君） お答えいたします。

運用のポイントのところについて、説明が不十分で申しわけございません。こちらは、議員おっしゃられたように、共同住宅であれば全て基本計画書は提出いただきます。その中で住民説明会の開催につきましては、町民から求めがあった場合または町が必要と判断した場合という形にしてございます。当然基本計画書は出していただきまして、町民等から求めがあれば説明会は開催いただくのですが、ある程度やはり町民の不安が大きいであろうと思われる部分については、町民からの求めにかかわらず、町から説明会の開催を求めていくというものが共同住宅のうち社宅として使用されるものでございます。

2点目の用途変更につきましては、大規模改修等に伴いまして、建築基準法に伴う手続を伴うものにつきましては、本条例の適用の対象になるとは考えてございます。そういう用途変更等を含めて、

条例に新たに条文として表現を追加すべきかどうか、もしくは本条例における運用の中でそこは十分読めるものなのかというのは参考にして、再度検討させていただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 条例16条において委任条項をつけておりまして、「この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める」ということになってございます。先ほど来のその他のお話であるとか、建築物の用途変更に対する対処方法であるとかについては、規則の中で少し検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 7番さん、これ大丈夫ならそれでいいのですけれども、共同住宅というのが3の概要の部分で言っているのと4で言っている運用のポイントの中で、あえてそれを4では宿舎、社宅といううたい方をしているのですけれども、ほかの一般的な集合住宅はどうなのかということを聞く予定はなかったのですね。

○7番（遠藤一善君） いや、それは入っているという説明。

○議長（塚野芳美君） 全部入っているのだったら、あえて2つだけで納得したのですね。結構です。
そのほかございますか。

9番、宇佐神幸一君。

○9番（宇佐神幸一君） 先ほど町長が言われたことは十分理解するのですが、富岡町は町民の土地財産を有効利用するために空き地、空き家対策を進めています。その中において、ある程度こういうものがあって、その活動の進め方がとまったり、停滞することも困ると思うのですが、その点で集合住宅とか一部絡んでくる場合があると思うのですが、そういうのもどういう形にとったらいいのでしょうか、教えていただきたい。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 議員ご指摘のような懸念がないとは言い切れないところではありますが、本来我々としては、先ほど町長が申し上げましたように、さまざまな事業に従事される方々だったり、ちょっと建物の管理をされる方がどういう方であったりというのが今把握し切れていないところもございます。まずは、そのところの把握をする。それから、建築計画がある時点で建築計画を把握して、町民というよりは住民、居住者の皆様がその計画を把握することによって建築物ができた後入居される方々との理解が深まるのだというような観点からのものでございますので、このことを建築主にご理解いただくように努めることによってご懸念も払拭できるのではないかと。逆にそういう計画が進捗することも可能性としてあるのではないかと思っているところです。何も手出しせずに放置するような状況ではなくて、まずは計画を把握する。それから、町民、それから居住される方々、今居住されている方々のご理解を得た上で建築が進むというようなことで、トータルとしての後々理解が進むというところを狙っているところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 9番、宇佐神幸一君。

○9番（宇佐神幸一君） わかりました。くれぐれも、私はこの条例についてすごく趣旨はわかつたのですが、ただ一部は今ご説明の中でもあったのですけれども、これから町内の土地有効活用または町民がいかに帰るまでの間の有効活用について、これが縛りになっては困りますので、その点考えてこれから進めていただきたいと思うのですが、先ほどのお話であるのであれば理解いたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかござりますか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 資料の3、制度の概要の（5）番にある説明会を開催するということなのだけれども、戻ってきている人らとか、これ全行政区戻っている人、どこまでだというのもはっきりわからないし、書類を提出すれば町で教えてくれるのでしょうかけれども、説明会をやって何らかの理由で筋が通らない反対が出て事業が頓挫するということはあり得るのですか。

○議長（塚野芳美君） 主幹。

○主幹兼企画課課長補佐（遊佐昌志君） お答えいたします。

まず、1点目でございますが、町民の帰還もしくは居住の状況というのが完全には当面把握できないというところが予想されることから、運用のポイント2で示したとおり、町の広報を活用しまして、当面は町民全ての方に建築計画の周知及び説明会を開催する場合の説明会の案内というのも出す運用を想定してございます。

また、2点目にありました説明会の結果いかんによっては計画自体が頓挫する場合があるのでないかというようなご質問については、議員おっしゃることも可能性としては否定はできませんが、事前に早い段階から周知をして、事前に町民と合意形成を図っていただきながら事業を進めていただくための条例でございますので、説明会を、合意形成の場というのを町としてしっかり促してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 主幹、できるだけ短く答えてほしいのと、それから理不尽な意見が説明会であった場合はどうなのだということも聞いているので、その点お答えください。

課長。

○企画課長（林 紀夫君） 基本的なお話をしますと、建築される建築物の用途が都市計画法に基づく地域の用途に合致して建築基準法に基づく許可が受けられる状態のものを建築させないというのは、いかなるものがどういう理由があつてもないものだと思っておりますので、その前段で皆様と調整できるものは調整していただくということでの手続条例と考えていただければと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 一番の問題は、先ほど言ったように、この建物はどういう会社で、どういう人らが入るのだと、全然入っている人、この会社が見えないというのが大前提だと思う、まずは。ならばしかし、従来の富岡町の建設業でも商売をやっている会社が自分の敷地に3階建てでも5階建てでも兼用の建物を建てるにも適用になってしまふと、やりづらくなる。何でか。複数の業者が入るから、寝泊まりに。だから、この敷地の持ち主、建て主、親元がしっかりとしていれば、そこまで必要なのかと思うのだけれども、どんなものだろう。

○議長（塚野芳美君） 課長。

○企画課長（林 紀夫君） これは、先ほど町長も申し上げましたが、檜葉町、それから広野町の実例を見ますと、全てが全てなかなか今議員がおっしゃったような会社だけではないのが現状です。我々としては、建築行為を阻むための、規制するための条例ということではなくて、事前に建築計画を把握して、把握したことによって住民の皆様に周知し、調整ができるというところの観点からの手続条例を設置したいというところでございます。そのようにご理解をいただければと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） ホテルとか旅館とか、そういう人が住むところを対象の条例の改正なのかなと思うのですけれども、例えばこれからもしかすると風俗営業、歓楽街というか、そういうものの、ちょっとこれ見ると該当していないので、どっちかというと、そういうものもフィルターをかけるとか何かしていかないと、いろんな人が入ってくるのかなと思うのです。そっちの方面はどのように考えますか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 今ご質問いただいたような用途の建築物が建築されない可能性はないので、用途地域上も商業地域を設定している地域については、学校、その他のいろんなところからの距離という関係もありますが、ないわけではない話だと思いますので、まずは用途の見直しをするとか地区計画を立てて、そういうものの建築を除外するとかという手だてはあると思いますので、都市計画部門、それから建築を担当する者と少し検討を加えさせていただきたいと思います。今のところ、先ほども申し上げましたが、都市計画法の用途地域に合致する用途であったり、それから建築基準法上の項目に該当する建築物であれば、行政として何か拒むような手だてがないというところではあります。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 町長の説明を聞けば、当然ないよりあったほうがいいのかなと思うのですがこの資料2-1の中身、3の（3）、これは建築確認を行う90日前までに基本の計画書を提出しろと

いうことなのですが、この基本計画の提出書がどこまでの書類を出すのか。例えばどういうものをつくるかまで出すと思うのですが、そうなってくると建築確認を出す段階で初めて図面とか、そういうのできるのです。図面とか、そういうのができて決まれば建築確認を出す段階になるのですが、その90日前、3カ月前に出せということになると、かなり厳しい部分も出てくるのかなと。ただ3カ月延々と出してから置かれてしまうということになりますし、先ほど12番が言ったように、地域の説明会を設けたときに、例えばアパートとか寮とか、旅館でもホテルでもそうですよね。今まででは、富岡町民お互いに知っていましたので、隣のうちで隣広くあいているから、そこにアパートできるみたいだとか言っても誰も反対はしなかったのです。これが外部から入ってきて、土地を買ってアパートをつくるというと、うちの前にそんな大きなアパートをつくられたのでは困る、反対する人もかなり出てくるのかなと思うのです。そういうときには、罰則規定でこれ6番では正勧告することができるとかいろいろあるのでしょうかけれども、法的な拘束力はほとんどないのかなと思うのです。そうした場合に違反したらどうするのか、そこが一番問題なのかなと思うのです。片や法的な拘束力ないから、そんなの聞いていられないわとやる人もいるかもしれない。だから、中途半端につくってしまうと、いろいろ問題出てくるのかなと思うのです。その辺は、先ほど企画課長が言っているように、自分の近くにできるものの実態を地域住民できちっと把握して、皆さんで襟を正してやっていきましょう。それは、建築主も入る人も、あとは地域住民もという考え方は当然そのとおりだと思いますけれども、そういう場合にどうするかと、拘束力のないものをつくった場合に。その辺はどうするのですか。

○議長（塚野芳美君）　主幹。

○主幹兼企画課課長補佐（遊佐昌志君）　まず、1点目の基本計画書の時点でどういったところまで施主に求めるのかというところでございます。基本計画書におきましては、建築物の規模であるとか用途、構造とおおむねの位置と立面ぐらいまでは出していただく必要があると考えてございます。ただ、詳細な図面というよりは、住民の方から見てどんな建物とどんな用途のものが建つかわかるというような情報については出していただくというようなことを予定してございます。具体的な様式については、規則で定める予定でございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君）　企画課長。

○企画課長（林　紀夫君）　今ほど罰則はあるのかというようなお話でございます。残念なことがあります、罰則はございません。第8条に規定する基本計画書を提出しないとか、それから9条に規定する建築物の概要を記した標識を設置しないとか、それから10条に規定する説明会を求められても開催しないとかというところについては、その行為を是正するよう勧告するというような規定のみでございます。当然先ほども申し上げましたが、用途地域に合致する用途の建築物であり、その建築基準法に合致する建築物であれば我々何も拒むことはできないのですが、手続の中で定められた手続を町に行わず始められてしまうといったところについては、そういう行為をしないで始めようとする

きにはそれをしてくださいという勧告をするのみでございます。近隣からの反対により云々という話につきましては、先ほど来から申し上げておるとおり、法に合致するものであれば建築物の建築行為を妨げられる何物もないのですが、なぜ近隣が反対するのか、それは先ほどおっしゃられたように、周辺住民が理不尽なことでの反対であるのか、それとも正当な理由があつての反対なのかというのを計画書を出していただいて、もし説明会があれば説明会をし、そこを調整するというのが町の役目だと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 基本計画書の提出については理解しました。基本的には、中身と、あと平面図くらいの提出ということで、あとそれ以外のものに関しては、やっぱり罰則規定のないものをこれだけ厳しくすると、やらないで建築確認を持ってくる場合あろうかと思うのです。ただ、法的な根拠がない場合には今言うとおり拒むことはできないということなものですから、本当にここまでつくらないとそれを見逃してしまうのかというと、そうではないと思うのです。建築確認というものをきちんと町に提出するわけですから、その時点でできるものは全て把握できるのにここまで厳しくしなくてはならないのは、先ほど町長が言った理由立てがあるのだとは思いますが、かなりマイナスに私は波及するのではないかなと思って心配はあります。

あと、例えばでき上がってから大きく用途変更になったとか、そういう場合にどうするのだという問題も起きてくると思うのです。だから、やることは私は悪いとは思わないですが、実際プラスになるのかなというと、ちょっと不安な点があります。まだまだ煮詰めなくてはならない点があろうかと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） さまざま煮詰め、例えば建築物が見てからの用途変更等々の話もございました。それについては、先ほど7番議員からのお話もあったように、規則での少し検討を加えさせていただきたいというところでございます。

もう一つは、建築確認申請が全て町経由で特定行政庁、福島県に上がるわけではなくて、現段階では民間確認検査機関を通るものが多いといった状況で、なかなか許可がおりる前段で全てを把握できるかというと、今はできない状況になっておりますので、可能な限り我々としては把握したい。把握することによって規制をかけるというよりは、その建築物を使用される方、それから管理される方々が地域住民との理解を深められるような状況をつくっていきたいといった目的の条例だとご認識をいただいたら大変ありがたいとは思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） わかりました。そうしますと、多少手を加える部分があるだろうということ

なものですから、今期の議会にこれ上程するに当たつてもう一度説明するのか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 条例としては条例のつくり、それから条文としてはこのような形で上程をさせていただき、それを補完する形で規則というものを作成するつもりでございますので、規則で補完をさせていただく、それから運用についてよく回るように規則で定めていきたいとは思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） この件につきまして、まだありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） それでは、付議事件2、富岡町特定用途建築物の建築に係る手続条例についての質疑を終了いたします。

3時35分まで休憩いたします。

休 議 (午後 3時23分)

再 開 (午後 3時35分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件3、帰還困難区域再生構想（素案）についての説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 帰還困難区域再生構想につきましては、先月8日の全員協議会にて再生の考え方や方向性、それから再生計画の構成などの概要についてご説明をしたところでございます。本日は、前回申し上げました概要に基づき作成いたしました計画案をご説明申し上げ、議員各位のご意見を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、先月23日より開催しております町政懇談会では、改正福島特措法に基づき設定する特定復興再生拠点区域の大まかな範囲を国道6号西側全域並びに国道6号沿線東側の一部の区域として、復興庁を初め関係省庁並びに福島県と協議している旨の説明をさせていただいております。

本日ご説明申し上げます帰還困難区域の再生についての全体構想となる本計画案にも図面で概略の区域と、それから概略の面積をご提示いたしておりますので、ご確認いただき、ご了解をいただきたいと思います。

計画案の詳細につきましては、課長補佐、原田よりさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 課長補佐。

○企画課課長補佐兼まちづくり係長（原田徳仁君） 企画課課長補佐、まちづくり係長の原田と申します。説明させていただきます。

配付いたしました資料は、資料ナンバー3-1、概要版、それから資料3-2といたしまして、富岡町帰還困難区域再生構想（素案）でございます。説明は、資料ナンバー3-1、概要版で説明をさ

せていただきたいと思います。

それでは、資料をお開きください。まず、1ページでございます。1ページには、11月8日に説明いたしました再生構想を5章立てで示す体系でございます。説明内容が重複いたしますので、1ページについては省略をさせていただきまして、具体的な記載内容を示した2ページ以降を説明させていただきます。

2ページ目でございます。まず、第1章、基本姿勢について説明させていただきます。基本姿勢では、帰還困難区域を再生する基本的な考え方や方向性を示しております。前回同様の説明となりますが、改めて再度申し上げていきたいと思います。まず、3つの考え方です。1つ目は、当然のことながら町全体の再生・復興・発展を目指し、たとえ長い年月を要するとしても、決してあきらめることなく、帰還困難区域全域を再生すること。2つ目は、人々の交流が生み出されるような地域の再生を目指し、周辺地域とのつながりを保ち、地域を未来につなげること。3つ目は、早期再生の実現に向け、特定復興再生拠点区域から段階的に取り組むことを示しました。なお、2つ目の考え方についてでございますが、前回説明いたしました内容、文章、表現を修正させていただいております。

次に、3つの再生の方向性でございます。次世代にふるさとを継承すること、関心と交流を生む新たな魅力を創出すること、先駆的な再生・発展のモデル地域を創造することを示しております。

続きまして、第2章について説明いたします。3ページをお開きください。第2章、現状や地域の特徴については、再生構想の策定に当たって地域の現状や地域に存在する資源や財産などを取り上げた基礎資料となります。右上には、本編の帰還困難区域の指定経緯と行政区、それから面積、世帯、人口をまとめて示しております。

続いて、左側の地域の特徴・土地利用状況をごらんください。地域の特徴としては、富岡町のもう一つの中心市街地でありながら、優良な農用地と緑豊かな森林があり、生活の利便性と自然の豊かさとの調和がとれた地域であること。国道6号とJR常磐線が循環し、これらを補完、連絡する主要地方道などが整備され、買い物やスポーツ、レクリエーション、観桜などを通じた活発な交流、往来があつた地域でした。

歴史的・文化的財産では、県内有数の桜の名所を初め、記載のとおり数々の財産があります。また、海でのサーフィンや池沼でのザリガニ釣りなど自然豊かな土地で学び、遊んだ思い出も文化財産だと考えております。

続いて、4ページをごらんください。帰還に対する6行政区の意向についてです。こちらは、平成28年度住民意向調査結果を抜粋したものでございますが、将来的な希望も含み、戻りたいと考えているという説明については、町全体で16%に対し、帰還困難区域では13.6%でございます。戻らないと決めていると考えているのは、町全体で57.6%に対し、帰還困難区域は61%となっております。

また、帰還困難区域にかかる方々の年齢別の意向の傾向としては記載のとおりでございます。

次に、除染に関する状況は右側に記載しているとおりでございます。帰還困難区域内における先行

除染と仮置き場を図化いたしました。

続いて、第3章を説明させていただきます。5ページをお開きください。第3章、再生・発展に向けた検討では、第2章で示しました地域資源を最大限活用した再生と新たな技術革新の導入や発想など、さまざまな視点に立ったあらゆる可能性を持って帰還困難区域全域の再生、発展を目指すものでございます。こちらは、再生ビジョンでも説明いたしましたが、観光を核とした活力の創出、新たな生活空間の創造、産業再生へのチャレンジ、つながりのための環境回復とアーカイブ推進の3プラスワンの視点について記載してございます。

まず、観光を核とした活力の創造では皆さんを迎える雰囲気の醸成などの観光、交流の視点での環境整備や往来のしやすさを追求する東西を結ぶ幹線道路の整備促進を、新たな生活空間の創造ではライフラインの早期復旧と充実、積極的に住民を受け入れるための新たな生活空間の創造、コミュニティ再生と参加型イベントなどの仕組みづくりを進めるコミュニティ再生、創造を、産業再生へのチャレンジでは新たな農業へのチャレンジの検討とともに、新産業と営農再開のバランスを見きわめた地域密着型産業の育成を目指すための土地の有効的な活用、イノベーション・コスト構想関連企業進出の候補地として検討する産業集積地としての有効活用を、つながりのための環境回復とアーカイブ推進では除染やインフラ整備を一体的、継続的に実施し、町民運動を促進できる環境の整備と町とのつながりを実感できる取り組みのための町民活動の支援推進、大切にすべき思い出などを守り、未来につないでいく取り組みのためのアーカイブの取り組みを示してございます。

続きまして、第4章について説明させていただきます。6ページをごらんください。第4章、再生・発展に向けた土地利用については、帰還困難区域の再生を迅速かつ効果的に進めるため、震災後特有の課題などの解決に向けた新たな土地利用を示してございます。再生に向けた土地利用方針といましましては、地域資源を活かしつつ新たな産業と調和をめざす土地利用を示し、森林再生モデルゾーン、人と桜の共生ゾーン、沿道型商業活性化ゾーン、農用地活用ゾーンの4つのゾーニングをいたしました。

まず、森林再生モデルゾーンでございますが、大規模森林を含めた土地利用でございます。林業関係団体等との協働により取り組みを模索し、森林の再生や活用を検討していくことを考えてございます。

人と桜の共生ゾーンにつきましては、集積されたインフラを基盤とする良好な生活空間と桜を初めとする四季折々の景観を楽しむ豊かな生活環境を提供することを目指します。

沿道型商業活性化ゾーンにつきましては、地域住民を初め近隣町村の方々、加えて復旧、復興事業に携わる方々の安定した生活と生活利便性の向上のために既存商業施設の事業再開や拡充、新たな立地促進を目指します。

農用地活用ゾーンにつきましては、既存の農業による営農再開にとどまることなく、集団営農化などの新たな農業へのチャレンジ、イノベーション・コスト構想関連企業の新たな受け皿など、さま

ざまな分野における産業が発展できる地域を目指します。

次に、特定復興再生拠点区域について説明させていただきます。7ページをごらんください。第5章は、特定復興再生拠点区域復興再生計画についてを記載してございます。この制度を活用し、先行的なインフラ等の整備やその整備範囲を拡大していく段階的な復興再生の工程を示してございます。

区域の設定の基本的な考え方としては、改正特措法に基づき、本格除染や社会インフラの復旧が進み、居住環境の整備、なりわい再開や創業の実現性、特定復興再生拠点区域と避難指示が解除された地域との交流、交通等の考慮、5年後となる平成34年度までに避難指示区域の解除ができる可能性、この3つの考え方を示してございます。この区域の設定の考え方により、町としましては復興再生拠点区域を左下の図のように設定いたしたいと考えてございます。

拠点面積といたしましては、当町の帰還困難区域全域面積約850ヘクタールの約46%となる390ヘクタールであります。行政区単位を基本としながらも、道路等の物理的要素を含めた拠点範囲の設定を考えてございます。また、この拠点範囲をもって国に認定申請をする考えでもございます。

次に、復興再生に向けたスケジュールでございます。帰還困難区域の再生は、2段階で整備することを示してございます。第1期整備といたしましては、特定復興再生拠点区域を2018年度から2022年度の5カ年で行うとともに、その範囲拡大などの計画変更を行い、今回拠点と設定できなかった地域の復興再生を第2期整備として2023年度から2027年度までの期間で再生していくものでございます。あわせて今回区域と設定できなかった地域の支援については、さまざまな観点から国に要望することしております。

最後に、参考資料でございますが、掲載する放射線量の推移についてご説明させていただきます。こちらについては、概要版に記載してございませんので、後ほど資料3-2の31ページ以降をご確認していただければと思います。こちらの資料でございますが、提供元は内閣府原子力被災者生活支援チームでございます。平成28年11月18日時点の第11次航空モニタリングをベースに5年後の放射線量の推移として自然減衰、それから除染効果を反映した推測マップと伺ってございます。

以上で帰還困難区域再生構想（素案）についての説明を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 1点だけ質問させてください。

概要版の最後の7ページの復興拠点の区域なのですけれども、おおむね今までいろんな説明があった中で、本来ならば一番最初に今町から説明があったように全域ということなのですが、それはもう全域ということは難しいということで話を聞いておりましたので、その中で最大限出てきたということでは大変頑張っていただいたなと感じます。ただ、多分細かいところというのはまだ決まってい

るわけではないのだと思うのですが、若干道路とか、いろんな面で決めている際のところがまた出てくるわけですけれども、道路を挟んで自分の家と前の家のところにバリケードがあるという苦しみは帰還困難区域をつくるときに味わっていることなので、十分そのところにかかる住民の話をやはり聞いていただいて、そのところに関しては強く国と交渉していただきたいと思うのですが、その辺の住民との話というのはある程度進んでいるのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 住民の皆様には、町政懇談会でお話しした大まかな区域といったところにとどまっています。今後全体構想ができ上がり、お認めいただき、でき上がることでこれをもとに、それから拠点区域の再生計画の案をつくりながら、再度議会の皆様、それから住民説明会を開きまして、ご説明申し上げたいと思います。

拠点区域の際の部分というか、拠点区域とそうでないところの境といったところについては、どうしても道路や水路といった地形、地物によって管理上区切らなければなりません。そうなると、やはり道路一本隔てた向こう側に拠点区域とそうでなかった区域といったところも発生してまいりますので、特にその沿線に住宅、家屋、お住まいになられている住民の方にはよく説明を申し上げて、ご理解いただくように努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） あと3ヶ月ぐらいでもう避難してから7年と。この計画で区域内に入ってもプラス5年、区域外になった場合にはまたプラス5年と。これ読ませてもらうと、7ページなのですから、なりわいの再開や創業の実現性を踏まえて設定とうたってありますけれども、まずなりわいの再開がもう震災発生から7年、12年、17年と。もうなりわいの再開、私も帰還困難区域なのだけれども、それで深谷で区域外の位置にありますけれども、そのころになりわいの再開が実現可能かというと、かなり厳しいと思います。できればなのですから、この改正福島特措法にのっとって汚れたところをきれいにしながら再開していく、これと並行に帰還困難区域で新たなところで商売を始めたいという人たちにもやはり同時並行で目を向けてもらわないと、このうたっている言葉は立派なのだけれども、本当に実現可能かというと、私はかなり待たされる身としてちょっと長いなという気持ちもありますので、その辺のこともよろしくお願ひしたいということです。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） これまでご質問いただいた議員初め議会からなりわいの再生については町外、町内を問わず支援をするように、そういう方向を模索するようにとご意見賜っております。同じように国、県にもそういう申し入れをたびたびしているところでございますので、ご質問というか、ご意見いただいた観点は十分理解しているつもりでございますので、国、県に継続してそ

のことを求めていくといったことは変わらずやっていきたいと思います。加えて町が何ができるのかというところについても庁内の中で、組織の中でよく検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） この特定復興再生拠点の解除までの時期なのですが、平成34年、2022年度目標ということではあるのですが、5年間というのも非常にやはり長いという今8番議員からもお話をありましたけれども、これが短縮されて短くなるということもあるのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 改正福島特措法においては、5年をめどに避難指示が解除されることが可能である区域を拠点区域と設定しなさいという定義づけになっておりますので、我々としては今のところ5年間とお示しするということにしていました。ただし、除染、それからインフラ整備、その他さまざまな状況によっては、特段5年を待たず避難指示が解除できる状況であれば避難指示を解除することも可能だと思っております。ただし、避難指示解除に関してはこれまで同様、例えば放射線量率一つにこだわっての議論ではなくて、やはり総合的に議論してまいりたいことが必要だと思いますので、避難指示解除の議論については慎重かつ丁寧にこれまで同様やっていきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） ありがとうございます。せっかく復興拠点づくりをまたしていくということで、ぜひ5年と言わずに、一日も早く解除してもらいたいと私は思っております。中には帰つてまた住みたいという方もいるでしょうし、あとご自分の事業をやられていた場所でまた事業を再開したいなんていうお話を聞いていますので、なかなか5年というのは長い時期もありますので、ぜひ国にその辺もまた言っていただいて、除染の効果とか、いろいろあるでしょうけれども、しっかりと議論しながらも早急に解除ができるように進めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 町民の願いは、避難指示が出ている状態を早急に解消するというのが願いだと思っておりますので、早期にそのような状態になることを我々も努力しますし、国、県についても申し上げて、その状態になるように取り組んでもらいたいということで努めてまいります。

避難指示解除については、繰り返しますが、やはりその段階での状態、状況、それから既に避難指示が解除された区域とのつながりであったり、連携であったりというところを含めて総合的に議論されるべきだと思いますので、議論については慎重かつ丁寧に同様にやっていきたいと思いますので、繰り返しになって大変恐縮ですが、そのようにご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 再生、復興を目指して今案が出て、この素案どおり行くのかなと思うのですが、まず困難区域全体の40%今回できるということで、担当課はご苦労なされたのかなと思います。それで、ここから漏れた部分が2023年から2027年ということで、今から10年ですか、10年ということになると、漏れた部分に関してはほとんど人間の再生ももうあり得なくなってしまうのかなと思うのです。私からお願いしておきたいのは、町としてぜひこの土地の利用計画をきちっと立てていただきたいと。ここにもちよつとは書いてありますが、森林再生モデルゾーン、大菅、小良ヶ浜地区になっていますが、そういうことはちょっと無理なのかなと思いますので、ぜひしっかりと利用方法を考えていただきたい。

あと一つは、今現段階では墓地の管理やら、自宅の管理やら、そういうときに申請して入域許可証を発行していただいているのですが、前も行政区の会議の中で言った経緯ありますが、ぜひ証明書などを発行して、入り口にガードマンがいるわけですから、それで申請しなくても通行できるようにしていただきたいと。そうすることによって、なりわいの復活は辛うじて息づいていくのかなと思うのです。一々入域許可証を手續して行ったり来たりするようになると、その日にちを設定するのも難しいと。そうなってくると、当然もうなりわいの復活なんかあり得なくなってくると、だんだん足が遠のいてしまいますので。ぜひ困難区域の思いも皆さんにわかってもらって、企画課長も当然困難区域ですから、そういう思いは十分承知していると思いますので、ぜひその辺も強く、環境省ですか、復興庁ですか、これは。国交省ですか、そういう部分にきちっと働きかけて一日も早くパスポートなりで入れるようにしていただきたいと。ただ、困難区域の人たちの安全管理、健康管理という面もあろうかと思いますので、それはこのパスポートを持っても年に10回なら10回だよと、15回なら15回だよということできちっとその日にちを区切るのは大いに結構なことだと思いますので、ぜひその辺をお願いしておきます。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 前段で申しわけございません。改正福島特措法では、拠点区域は5年をめどにといって、その5年の中途においても計画を変更して区域を広げるということも可能だとはなっておりまます。ただし、計画変更する場合の具体的な条件であったり、そういう要件であったりというところについてはまだ何も示されていない状況。加えて拠点区域の整備が今全体終わった後にならなかつたところ、設定できなかつたところを引き続き整備に行けるのかといったところもまだ国から何も示されていない。我々求めているのですけれども、何も示されていない状況。平たく言うと、何も担保されていないといった状況なので、このことについては町、それから議会一体となって今後引き続き国に訴えていくべき事項だと思いますので、まず前段にそのお話をさせていただきました。

拠点区域の土地の利活用については、しっかり考えていただきたいということでございましたので、我々、特に農用地を所有されている方々についてのやはり一人一人の意向というか、お考えをしっかり伺うということも必要だろうと思います、土地活用を考える上では。そんなことを踏まえながら、我々としては土地活用、土地利用について町としての考え方を示していきたいなと思っておりますので、ご理解をいただきたいと。

もう一つ、入域についての緩和ということのお話がありました。やはり帰還困難区域への立ち入りについては、手続の緩和だったり、立ち入り回数をふやすといったことの検討が必要だということで住民の方からもご要望がありますし、我々も考えて現在国と協議をしているところでございます。町といたしましては、先ほど議員おっしゃられたように、一定期間の入域許可証の発行が住民から望まれているのだと申し立てて国とお話をしていたところなのですが、帰還困難区域の設定がある他町村から帰還困難区域の中に入ることによって住民の被曝管理をしっかりと行う必要がある、そんな観点から一定期間、長期間の入域パス的なものについてはちょっとやめてほしいのだという話がございました。そんなご意見があったものですから、一定期間を持った入域証の発行については、発行は困難という状況になっております。ただし、やはり入域の手続緩和だったり、その回数をふやすといったところについては必要なので、現在担当課、住民課で継続して国とお話をしているところでございます。今国とお話ししている状況については、住民課長からお話をちょっといただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 住民課長、マイクの使えるところにちょっと。

○住民課長（斎藤一宏君） ご質問ありがとうございます。住民課におきまして、一時帰宅、一時立ち入り等の業務を行っておりまして、受け付け業務です。国と協議を企画課長が申されているとおり行っているところでございます。ただ、他町村における先ほど来説明のあった状況がございまして、現在町として緩和できないものか、それを継続して要望を出している状況でございまして、まだ正式には国から回答を得ていない状況なものですので、引き続き要望を出していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

〔「どのような要望をしているの」と言う人あり〕

○住民課長（斎藤一宏君） 例えば入域時間、今制限がちょっとかかっているのですが、9時から4時までのフルに入域できないものかとか、あとは年間の30回と今制限あるのですけれども、それをもう少し緩和できないものかどうか、そういうものを要望しているところでございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 今回拠点整備から漏れた部分の土地の有効利用を考えていただきたいということを言いましたが、答弁で理解しましたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

あと、入域の件なのですが、そういう緩和ではなくて、年間30日、あと9時から4時の時間的なところで目いっぱい入らせてくださいとか、そういう緩和ではなくて、パスポート的なものをつくって

年に30回なら30回、後ろに判こを押すか何かサインするかしてもらうようにして、もう手続をしないで、入域の扉が閉まっているところでガードマンの管理で入れるようにしていただきたい、そういうことをお願いしているのであって、というのは手続するとなると、来る人が入る日にちはっきりしないとなかなか手続にも踏み込めない。いざ手続したが、急に用ができる入れなくなってしまったとか、そうするとだんだん足が遠のいてしまうのです。それを避けるためにもぜひその手続の手間を省いていただけるような措置を講じていただきたいということです。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 入域証の発行につきましては、先ほどもお話ししましたように、これは他町村からの強い意見ということでなかなか難しくなったという背景がありますが、入域される方の被曝線量の管理だったり、健康という観点からの管理だったりというところで、1度やはりスクリーニング場には寄っていただくという形をとらなければならないといった観点から、長期間の入域証の発行については難しくなっているといったところでございます。住民課で、担当課なものですから、なかなか決まっていないことを言えないといったところがあると思うのですが、1つは当日手続も可能となるようなことで今協議はいただいているはずです。要するに日にちを決めて許可をいただいてということではなくて、言い方は悪いですけれども、当日ちょっと天候もいいので、思い立って行ってみよう。スクリーニング場には寄っていただきなければなりませんけれども、そこでの申し出で許可証を発行というか、許可が出るような、そんなことができないかということの協議はしているところでございます。国としてもなるべく手続だったり、回数だったりというところの緩和はしたいという方向で今考えておられるようなので、少しお時間をいただいて、また後に詳しくご説明するようになりますが、もうちょっとお時間をいただければと思います。方向としては、そんな方向で考えているといったところのようです。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） パスポート的なもので入域するということもやる気になれば私はできると思うので、あと被曝のことを考えて入った人が、自分の体のことですから、きっちとスクリーニング場に行くということも、子供ではないですから、その辺は趣旨徹底できると思うのです。ただ、今説明があったように、当日申請できるようになれば思い立ってすぐ来ることも可能ですので、まずはその辺から進められるのであれば、ぜひ早急に進めていただきたい。お願いしておきます。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 今ほどの入域の話につきましては、内閣府の支援チームでの検討事項となっておりますので、今ほどのお話をしっかりと内閣府には伝えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 13番議員と関連するのだけれども、今の入域も仮に6号線の北側から入るゲート、あとは浜街道の深谷のところから入るゲートとか、あとは旧深谷の町の住宅のところから入るゲートとか、どこか1カ所に決めて体育館のところに部屋を設けてもらって、内閣府なら内閣府に。そこでサーベイから、手続から一切できるようにしてやれば、入っていくことは十二分可能なの。実際作業で中に入っているところは、そういうやり方2社ぐらいやっていますから。なおかつ中に入る人は、1期目の解除の部分と2期、整備の部分と分かれるわけで、2期なんか特にフレコンを120万袋も置くのに百何町歩も国に協力している町民の人らなのだから、これは町が国に対してちゃんと出先にきつくお願いしてやっていくことは俺は可能だと思うのだ。まず、入域の件はそういうことで。

あと、この2期整備の下の升、29ページの一番下に米印の1)番、「立ち入り規制の柔軟な運用、被災家屋の速やかな解体など」と書いてあるのだけれども、これを逆に今度の中に、30年から34年の中に33年後半あたりから34年に申し込みがあれば、この家屋の最低限度の宅地を除染した後に解体も盛り込むことはできないのか、これ。この2点。

○議長（塙野芳美君） 住民課長。

○住民課長（斎藤一宏君） 私からは、1点目でございます。帰還困難区域への入域の仕方の部分であったかと思います。いただいたご意見をしっかりと内閣府へつなげていきたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） できるかできないかというご質問なので、改正福島特措法上はできないということのお答えになります。ただし、我々としても家屋解体については何とか手だてがないのか、もしくは解体実施までいかずとも、申し込みだけ受けてもらうような状況にならないのかとか、さまざまちょっと復興庁には問い合わせてはいるところでございますので、このことについて今段階でやれるかやれないかと聞かれれば、法律上はできないといったお答えになりますが、問い合わせはしているとご理解いただければと思います。

○議長（塙野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 特定復興再生拠点の当初に盛り込むことは却下食らうのであれば事前に打診して、結局、さっきから言うように、フレコンバッグが120万以上もあるわけ。大熊、双葉の中間貯蔵が開始するまでは、ふえるけれども、減ることはない。1万9,000袋出すとかといったって、短期間で2万とか3万のフレコンが集まっているのだから、実際は。そういうことなのだから、やっぱり地域の協力してくれている人のためにも、できるとここで言わなくても、そういうことが大前提なのだから、では協力しないわと言われれば困るし、なおかつ小浜にある施設だってどこに行くかということもあるし、8日に発表になる解体物も解除区域に持ち込めないのでから、困難区域にみんな入るわけだから、そこら辺もあわせて関係省庁とよく話をして、できれば少しでも前向きな回答をもらえるように、容易でないでしようけれども、よろしくお願いしておきます。

○議長（塙野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 繰り返しになって恐縮ですが、同様の観点から我々も復興庁を初め、実は財務省まで上げていただいておりますが、現段階では非常に厳しいお話しか聞けていません。しかしながら、このことについては継続して訴えてまいりたいことでございますので、申しわけございません、議会の皆様にも一体となって訴えることをご協力いただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件3、帰還困難区域再生構想（素案）についてを終わります。

説明者の入れかえのため、暫時休議いたします。

休 議 (午後 4時14分)

再 開 (午後 4時15分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件4、未就学児童受入環境の整備についての説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） 皆さん、大変お疲れさまでございます。私どもからは、今回未就学児童受入環境の整備についてご説明を申し上げますので、よろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

私ども富岡町の未来を語る上で、若い世代の方や子供たちの存在は極めて重要と考えております。このことからも未就学児童やその家族が安心して戻るためには幼稚園、保育所の再開が必須であると今考えておるところでございます。町は、この近々の課題解決に向けて、第5期障がい福祉計画、これを策定するために主任児童委員、校長、幼稚園、そして保育所職員などが委員になっております富岡町福祉計画策定検討委員会において協議をしていただき、先般当委員会より富岡町における未就学児童保育の方向性に関する提案書を受理いたしたところでございます。これを受けまして、町では幼保連携の認定こども園として富岡保育所を活用し、平成31年4月から本格的な未就学児童の受け入れを目指したいと考えているところでございます。

詳細につきましては、佐藤課長補佐兼福祉係長が説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 課長補佐。

○健康福祉課課長補佐兼福祉係長（佐藤邦春君） 健康福祉課長補佐の佐藤です。よろしくお願ひいたします。では、着座にて説明させていただきます。

それでは、私より富岡町未就学児童受け入れ環境の整備についてご説明いたします。資料ですが、

A3、1枚の資料でございまして、全員協議会資料4、未就学児童受入れ環境の整備についてをごらんください。先ほど課長よりもお話をありましたとおり、今後の富岡町の未来を語る上では若い世代の方々や子供たちの存在は極めて重要でございます。その家族が安心して町で生活できるためには、その受け皿が必要になると考えております。その課題の解決に向けて富岡町福祉計画策定検討委員会において協議をしていただき、先日未就学児童保育の方向性に関する提言書を受理いたしました。

その提言書より6つの提言をいただきました。その内容は、町内における未就学児童の受け入れ環境の整備は、今後の富岡町にとって重要な課題であるために施設としての早急な再開を進めること。施設については、アンケート調査では戻る意思を示した世帯は少ないが、場所や施設の選定において将来にわたって利用が可能で、機能的にも十分満たす施設とすること。未就学児童の教育や保育環境の質の向上を目指すために教育と保育を一体的に行え、地域の子育て支援も行える幼保連携型の認定こども園化が必要と考える。定数は、弹力的な受け入れが可能な設定とすること。保育の質を低下させないために計画的な有資格者の採用をすること。児童やその保護者が施設を利用したくなるような魅力的な環境整備をすることとなっております。

続きまして、資料の右側をごらんください。町としてこの提言を受け、未就学児童の受け入れ環境について整備していくということで、まず初めに提言の中でも未就学児童の受け入れ環境を早急に整えるということがありましたので、帰還状況も踏まえながら、平成30年4月の小中学校の再開に合わせて本格的な未就学児童の受け入れ環境を整備するまでの間ですが、富岡第一中学校の余裕教室を活用して臨時的に未就学児童の預かりを実施してまいります。

次に、提言を受けまして、町としての本格的な未就学児童の受け入れ環境の整備につきましてということで、この枠の中なのですけれども、本格的な未就学児童の受け入れ環境を平成31年4月を目指し、構築していきます。早急に受け入れ環境を整備するために既存の施設を活用してまいります。施設整備は、環境の質向上を目指し、お互いの機能や特徴をあわせ持った認定こども園としていきます。施設については、将来的に利用可能で認定こども園として整備の整っている富岡保育所を活用していきます。とみたさくら保育施設を平成31年3月で閉鎖いたします。

今度下段の表なのですけれども、富岡保育所を認定こども園として整備するためのスケジュールとなっております。今現在実施設計を行っております。こちらにつきましては、行っており、平成30年6月ごろには議会の議決をいただいて復旧工事を実施していく考えでございます。また、来年度に入りましたらば認定こども園の認可の手続も同時にやってまいります。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件4、未就学児童受入環境の整備についてを終わります。

説明者の入れかえのため、暫時休議いたします。

休 議 (午後 4時22分)

再 開 (午後 4時23分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件5、さくらモールとみおか地域交流館整備に係る不動産の取得についての説明を産業振興課より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） それでは、私からさくらモールとみおか地域交流館整備に係る不動産の取得について説明を申し上げます。

当施設につきましては、現在のさくらモールとみおかの北側にございます民間所有施設を町が土地、建物一括で不動産を取得し、商業施設と一体で整備する考えでございます。現在のさくらモールとみおかにつきましては、ご存じのとおり食品スーパー、ホームセンター、ドラッグストアの大手3社に加えまして、地元飲食店3社により構成され、月間6万人が利用されている状況にございます。しかしながら、今後他町村におきましても商業施設等の整備、開所が予定されているところでございます。しかしながら、今後他町村におきましても商業施設等の整備、開所が予定されているところでございます。しかしながら、今後他町村におきましても商業施設等の整備、開所が予定されているところでございます。しかしながら、今後他町村におきましても商業施設等の整備、開所が予定されているところでございます。

詳しい説明につきましては、安藤商工係長から説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 係長。

○産業振興課商工係長（安藤 崇君） 産業振興課商工係長の安藤です。よろしくお願ひいたします。着座にて説明いたします。

それでは、地域交流館整備事業につきまして資料を用いて説明申し上げます。全員協議会資料の5をごらんください。冒頭課長からの説明がございましたとおり、さくらモールとみおか北側にございます民有地及び不動産を取得の上、今後当該施設を整備するものでございます。

説明前段といたしまして、さくらモールとみおかにつきましては昨年3月全館オープンいたしまして、現在までに月約6万人の利用者が多くございます。日々人が集まる施設としてご利用いただいている状況でございますが、今後はさらなる町内のにぎわいを創出をし、それらが地域経済の活性化に資するために当該施設を整備し、町民の皆様を初めとする近隣住民の人々が交流できる施設として整備してまいるものでございます。

資料2番目でございます場所につきましては、繰り返しとなります。坂本種苗株式会社のところでございまして、土地面積2,725.91平米、建物490平米でございます。

中身の構成につきましては、屋内遊び場、仮称でございますけれども、とみっピーランドと称しま

して、小さなお子様からお年寄りの方まで親しみあふれる施設としたいという想いも乗せております
そのほか交流広場といたしまして、皆様の交流ができる施設を考えているものでございます。

大きな4番目、スケジュールでございますが、今年度中は不動産の取得を予定しております、次
年度以降、30年度は工事設計、翌31年度につきましては工事着手となり、開館を予定しているもので
ございます。

整備に当たります財源につきましては、不動産取得といたしまして、再エネ復興まちづくり基金を
活用いたします。これらの予算につきましては、12月補正予算にて土地、不動産取得といたしまして
1億2,084万4,000円ほか、取得不動産登記に係る予算も含め、上程申し上げておりますので、あわせ
てよろしくお願ひ申し上げます。上記以外の建物整備につきましては、国交付金及び補助金を今後活
用する予定でございます。

現在の案でございますが、6番、館内構成といたしましては建物中央に屋内遊び場約200平米をと
りまして、東側となるところには交流広場約80平米でございます。その右隣として管理事務室が約40平
米、最後右側が研修室約60平米を整備するものでございます。整備につきまして、皆様のご理解賜り
ますよう今後ともよろしくお願ひいたします。

説明は以上です。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） 地域交流館ということで、にぎわいの創出、また子供が利用できるような施
設ということで、大変いいことではあると思います。それで、この財源は基金とか補助金を使ってや
られるということなのですが、その前にこの運営はどこでやるのか、その辺まで決まっているのか教
えていただきたいのですけれども。

○議長（塚野芳美君） 係長。

○産業振興課商工係長（安藤 崇君） 当該施設の運営につきましては、現在検討中でございますが
可能性といたしましては現在さくらモールをお願いしております指定管理者に包括してお願いするものと新たに委託をかけて運営をお願いするもの大きく2つがあるかと思います。また、お願いする
段になりましたら、お願いする際の費用対効果及びそのお願いする企業の特性に鑑みまして、総合
的に判断した上で今後決めていきたく思っておりますので、現在検討中というところでご理解願いま
す。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） 町の事業ということなのでしょうが、通常民間であれば、そういったことつ
て最初に全て検討した上でやるのが常識だと思うのですけれども、私個人的には逆だと思うのですけ
れども、そういったコスト面とかは、一度始めたらずっと続けるといけない事業ですから、その辺
までちゃんと考えてやられているのですか。

○議長（塚野芳美君） 係長。

○産業振興課商工係長（安藤 崇君） ご指摘ありがとうございます。選択といたしましては、委託となる可能性が大というところで見ております。費用対効果、コストの面につきましては、ランニングコスト等は今後将来的試算する上で、まずランニングについては県の補助金がございまして、こちらの屋内遊び場の運営費のランニング補助というものが現在想定されているものでございます。ただ、将来的な継続性については現段階で不透明な部分がございますので、それにかわるもの一つといたしましては皆様ご承知のメガソーラーから上がる寄附金のほかに別建ての拠出金というものが来年度以降町に入ってくる予定でございますので、そちらの一部を活用すれば20年間は安定運営ができるものというところで現在私ども試算しておりますとところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） わかりました。そういう計画があるのであれば、この中にちゃんと記載するべきだと思いますので、これを見ると、ただ単に財源があるから、建物を建てるというか、改修してやるのでしょうねけれども、そういったところをやはりしっかりと事前に我々にも示していただくことが必要だと思いますので、その辺はしっかりとお願ひしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 建物ですから、改修なのか新築なのか、それからアバウトなランニングコスト、その辺も含めてお話ししないと1回1回で終わってしまいますから。

係長。

○産業振興課商工係長（安藤 崇君） 説明が至らず、申しわけございません。建物整備につきましては、まず既存改修で、建物の改修でございます。

ランニングコストの見込みにつきましては、人件費が約900万円、光熱水費等々の100万円を見て、総じて1,000万円がかかるものと現在試算しております。

本日私どもご用意した資料が至らないところでご迷惑をおかけしたところは申しわけございませんでした。今後につきましては、より丁寧な資料作成のもと皆様に適宜報告してまいりますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（塚野芳美君） そのほかござりますか。

5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） 今の関連というか、同じようなことなのですけれども、指定管理をされることはありますけれども、そうなるかと思うのですけれども、今の話を聞くと、これからそれを決めていくと受け取ったのですけれども、内々でもそういったことが可能な業者とそれなりの折衝がしてあって、建てたはいいが、運営するところありませんでしたというのはちょっとまずいと思うのですけれども、そういったところの何かしらのものがあつての計画かどうかというのをちょっと教えていただきたいのですけれども。

○議長（塚野芳美君） 課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） こちらのさくらモールとみおかの交流館整備事業のスケジュールの中で、平成29年度、今回不動産取得ということでご提示させていただきまして、今後30年度工事設計、31年度工事着手というようなスケジュールの中で、町の中でもそういったプロジェクトチームが結成され、内容について詰める部分はございます。

それから、運営につきましても他町村で運営している同規模の同じような施設も中身を確認しつつ金額等も把握しているところでございますので、その点につきましてはさらなる積み重ねをして、説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） 金額的なところも非常に大事なのですけれども、実際その運営をできるような企業と折衝されていて、何社か受けてもいいよみたいな話があつての動きなのかどうか。何のあれもなく建物を建てたらどこか来るだろうではないと思っているので、そのあたり何かしらの手応えがあつての動きだということを確認したかったのですけれども、いかがなのですか。

○議長（塚野芳美君） 係長。

○産業振興課商工係長（安藤 崇君） 当該施設の運営に係る企業との交渉については、まだこれからというところが事実でございまして、ただ運営としては現在の指定管理者では運営できるものということでは確認はとれておりますので、その上で費用と効果というものを見定めて決めていきたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） ちょっと再確認のために29年度の不動産取得、ここに財源、再エネ復興まちづくり基金活用になっているのだけれども、100%これ基金活用で、町持ち出しがゼロということでおいいのか。その下の国県交付金及び補助金を活用予定、これも町持ち出しないのか、あるのか、幾らぐらいかかるのか。

あと、これ指定管理云々と言っているけれども、基本的に小さい子供らが集まるのでしょうか、普通の感覚で誰でも管理できることはないとと思う。保育資格を持っている人が必要なのか、そういう子育てで熟知した人が入るのか。この会社だってさくらモール、俺ちょっとよく理解足りないのだけれども、請け負ったら入っている企業に丸投げだということは絶対ないのでしょう。この会社で職員が朝から晩まで開所している間は、ちゃんと責任者はいるのでしょうか。その点教えて、まずは。

○議長（塚野芳美君） 課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） まず、取得費につきましては、こちらに記載のとおり、不動産取得として再エネ復興まちづくり基金から取得費、土地、建物を活用させていただきたいと考えてございます。今回取得につきましては、予算計上させていただいているというようなところでございます。

さらには、上記以外と書いてございますのが財源として建物等の整備またはそれを運営する運営費、そういうしたものにつきましては活用の見通しとして確認をしているところでございます。確認といいますのは、補助金で活用できるというような回答でございます。

さらには、運営についての指定管理の中で、今現在さくらモールとみおかが指定管理している中では常駐でないというようなことかと思いますが、そういう部分で今回このような施設を運営するに当たっては、そういう資格のある方、資格というか、子供が遊ぶということで、それを管理する方で、先ほど安藤が言いましたような3名程度の金額で運営すると。そういう部分を含めて今度は指定管理の中で、今さくらモールは常駐ではないけれども、こちらは常駐かというと、今現時点では見る方は常駐でいるかもしれませんけれども、全体的なものについての管理は常駐ではない可能性がございます。それは、まだはっきり申し上げられない部分がございます。

○議長（塚野芳美君） ですから、上記以外の部分でこれは町の持ち出しがないのかあるのか、10割補助なのか。

課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） ランニングコストの話で。

○議長（塚野芳美君） ですから、ここに書いている上記以外という経費。

課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 不動産取得と上記以外の施設整備以外に運営費をこの基金でやりますので、この記載のとおりということでございます。再エネの毎年の寄附のということで。

○議長（塚野芳美君） 係長。

○産業振興課商工係長（安藤 崇君） ただいまの課長の回答に申し添えさせていただきます。

結論といたしましては、町負担はあります。まずは事業費はおおむね3,500万円から4,000万円を見ております。設計費、そこの1%を見ますと約400万円。こちらを今後国への補助金にかかるものとして申請してまいりますが、その中で一部町の負担が出てくる場面もあるかと思います。ただし、町としましては極力町の財政負担のかからないような範囲で国、県と交渉に臨んでまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） これ29年度の不動産取得、再エネ復興まちづくり基金であっても太陽光の寄附金のお金を取り崩して、ここから全額出すという考え方なのだろうから、これだって補助とはまるつきり話が違うのだから、改めて町から補正予算を組んで1億二千何がしの金額を出すということではないだろうけれども、町のお金を出すのだろう。

○議長（塚野芳美君） 課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 今議員おっしゃられた再エネの基金の中から取り崩してという考え方でございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 私委員会の中でもちょっと述べさせてもらいましたが、やることは反対ではないのですが、さくらモールを一体にして何とかして成功させようということでぎわい創出の軸にしたいということは理解はできます。ただ、私が委員会でも質問した経緯は、曲田に一極集中になってしまふのです。富岡町解除してはや1年たとうとしておりますが、曲田以外の事業は全く行っていないと。動いたのは、役場の前に2施設が今動いているという状況で、全く曲田だけで富岡町の町づくりをしようとしているとしか思えないのです。そういう部分でやっぱり町づくりの一番のポイントは、公共施設ができることによって周りに広がりを持っていくと。町の公共施設だけではなくて、公的な例えば郵便局とか、病院とか、銀行とか、そういうものができるることによってその周りにやっぱりぎわいが生まれてくるということだと思うのです。曲田を町の施設、復興住宅も1つだし、町の施設で全部埋め尽くすというのはいかがなものかなと私は思うのです。ここの敷地に関しては、譲っていただけるのであれば当然町で取得して何らかのものに使うべき、広場にしておくのもいいし、使うべきだとは思いますけれども、では今後どういうふうに考えているのだということを私は問い合わせたいなと思うのです。その辺は、どんな考え方なのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 係長。

○産業振興課商工係長（安藤 崇君） まず、本当該施設の整備につきましては、ご質問の議員ご承知のとおり、富岡町第二次災害復興計画に基づき、市街化復興先行ゾーンというところにおいて整備してまいりるというところでご理解いただければと思います。

今のご質問につきましては、町全体の復興計画にかかわるところでございますので、私の立場から全体的な回答は控えさせていただきますが、こちらのさくらモールとみおか地域交流館でございますけれども、こちらはお示しの場所に整備することでさくらモールとみおか、診療所、住宅等が相乗的な効果を生み、人々の往来がふえ、さくらモールの利用者がふえ、ひいては地域のご商売されている方へも波及していくものという期待のもと、こちらを適地としまして、地理的要件上からも判断しておるものでございますので、その点につきご理解いただければと思います。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員ご指摘の曲田一極集中ではないかというご指摘ですが、これは皆さんにもご同意をいただいて、まずは第二次復興計画の中で曲田、岡内、それから役場の西側ということで復興拠点という位置づけをさせていただきました。そういう意味では、今まだ夜の森地区等々についてはなかなか復興拠点という位置づけをして、ここにぎわい創出を当然町は考えていくわけですが、これらの復興特定再生拠点というものが認定になって、そして解除できるような状況を見定めて、全体的な復興というものを進めていくわけですから、今これらのものが曲田地区、岡内地区あるいは旧富岡地区にばかり一極集中だというようなことではないと考えております。どうぞ議員も十分これに

についてはご理解できるものだと思いますので、夜の森地区の特定復興再生拠点の認定、そして除染が進めば当然夜ノ森駅の西側、それから夜の森のリフレ富岡をどうするかということも今後の大きな課題であります。そういうことを町としては考えていませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 理解しないわけではないのですが、復興拠点整備ということで役場を挟んで2キロ以内でやりたいという話、我々も全部賛同しました。そういう中で、さっき言ったように、曲田に一極集中しているというのは、当然さくらモールをあそこに持ってきて復興住宅なり、そういうものをあそこに集中させることは理解はできるのです。ただ、岡内とか富岡中央、そっちを見た場合にやっぱりそこまで散らしてマイナスがあるのかというと、さくらモールのここの敷地につくることは一番いいかも知れません。100点かも知れません。ただ、中央商店街、敷地があれば中央に持っていく、岡内に持っていくということであれば、さほどにぎわい創出には影響ないのかなと思うのですが、私はそういうことをしていくことによってエリアが広がっていくのかなと思うのです。ぜひそういう考えも持ってもらいたいと思うし、あとはこの予算ベースのことを先ほどから議論なされていましたが、全くこのスケジュール的に29年、30年、31年、工事着手して開館しますよと、ここまでいいと思うのだけれども、本来であればこういう計画を立てたら、ではこれだけのものを作ったうるだけのにぎわい創出になるのだと、どれだけの効果が出るのだ。運営費これだけかけて、これだけプラスになるから、ぜひやるべきだと言って、今度逆から計算して採算とれるかどうか。採算ってここからお金が上がるものではないですから、採算というのはちょっとおかしいかも知れませんけれども、そこまでやるのが本来の姿だと思うのです。それも全然やらないで、この29年、30年、31年、その都度その都度報告しますよというような答弁ではなかなか私は理解できないのかなと思うのです。

○議長（塚野芳美君） 課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 議員ご指摘いただいた最初に入り込み状況とか、そういったデータを取得して施設整備を図るべきではないかというご指摘いただきました。先ほど私一番最初にお話しさせていただきましたさくらモールとみおかの今の現状、それから今後隣接する町村での動き、そしてまた今あそこに置かれている隣接する民間の土地ですけれども、一番曲田の中心部にあって、取得する可能性が出て、所有者の方のご理解もいただけたという見通しの中で、取得するチャンスはなかなかそうめぐってこないだろうという思いがございます。そんな中でこれまでのイベント等で開催したアンケート調査等にもどういった施設整備が今の商業施設プラスアルファ何が必要かというようなことをいろいろアンケート等、または会合の際のちょっとお話の中でこういった施設があるといいねというようなことで伺っておりました。中にはいろいろと物販ですとか、今ない物販物があつたらいいのではないかとか、いろんなご意見をいただいた中で今の取得できるスペースと、または隣接する

駐車スペース等も考えながら、今最善でできるものは何かと考えた中でこういった方針を出させていただいたところでございます。実際にほかの均衡ある発展というようなことで中央商店街なり、ほかの場所というようなご指摘もありますが、今現在はやはり他町に比べて町が優位性を持たせられるもの、そういう部分を組み込みながら施設整備を考えたということでございますので、ご理解をいただければと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 土地取得は、やっぱりここ取得できるとなれば、当然町で取得すべきだと思います。それは、もう全く反対しません。ただ、この施設整備に関してはもう少し私は煮詰めたほうがいいのかなと思いますので、ぜひ煮詰めていただければありがたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） ご指摘いただきました今絵姿で書かせていただきました屋内の遊び場スペース、それから交流広場、管理事務所、こういった今の現行の建物の中身の区割りを考えた中での今最善の策がこういった内容となっています。並びにいろんな方のご意見等もあろうかと思いますが、かちっと固めたというようなところから少し改良する余地はまだまだありますので、その辺につきましてはいろいろとご指導いただいた中で検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件5、さくらモールとみおか地域交流館整備に係る不動産の取得についてを終わります。

説明者の入れかえのため、暫時休議いたします。

休 議 (午後 4時50分)

再 開 (午後 4時51分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件6、富岡町アーカイブ施設設置基本構想についての説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○参考兼教育総務課長（石井和弘君） お疲れのところ大変申しわけございません。教育委員会から富岡町アーカイブ施設設置基本構想についてご説明をさせていただきたいと思います。

富岡町アーカイブ施設設置につきましては、富岡町災害復興計画、第二次計画におきましてアーカ

イブ機能をメインとしました情報発信拠点の整備方針を明記されております。さらには、富岡町再生・発展の先駆けアクションプラン、復興拠点整備計画におきましても町民の理解の獲得を得つつの復興施策の一つとしての柱として位置づけられてきたものでございます。昨年7月に町民の皆様及び知識、経験を有する委員の皆様によりまして、富岡町アーカイブ施設検討町民会議を立ち上げさせていただいたところであります。今年まで5回ほど検討を重ねていただいたところであります。本年10月の30日に町に基本構想に係る提言をいただいたという流れになってございます。

富岡町アーカイブ施設設置基本構想の中身につきましては、生涯学習係長の三瓶からご説明をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 係長。

○教育総務課生涯学習係長（三瓶秀文君） 生涯学習係長の三瓶です。よろしくお願ひいたします。

それでは、富岡町アーカイブ施設基本構想の取りまとめについてご説明をさせていただきたいと思います。全員協議会資料6-1につきましては、このたび府内で議論をされまして、まとめさせていただきました基本構想の中身となってございます。

先に全員協議会資料6-2、富岡町アーカイブ施設設置に関する提言主旨ということで、こちらの資料をごらんいただきたいと思います。先般課長からご説明ありました昨年度7月から5回にわたりまして富岡町アーカイブ施設設置町民会議ということで、町民の方と専門の有識者の方を交えて会議を設置させていただき、復興計画にもあります施設の中身についてどういうあり方がいいかということで議論を重ねてきた結果を踏まえて、10月30日にアーカイブ施設に関する提言ということで町に提出をいただいたものの趣旨という形になってございます。

総記といたしまして、「東日本大震災の地震と津波、それに伴って発生した原子力災害によって地域がどのような影響を受け変化したのかを記録・研究し、導き出した教訓を地域・世代を超えて発信していくことは、富岡町の使命である。この使命を全うする上で必要となるアーカイブ施設の設置及び基本構想について、以下提言する」ということになっております。

1、施設の役割ということで、大きく4つの柱に分かれております。複合災害の被害と町民の体験経験を記録し、そこから得られる教訓と復興へ向かう地域の姿を発信すること。②、アーカイブ事業の拠点として町独自の取り組みや成果を広く発信すること。③、大規模災害時に地域自治体が取り組むべき資料保全に対する心得と教訓、具体的手法と住民にとっての意義を富岡町から全国、世界に伝えていくこと。④、地域の歴史と東日本大震災、原子力災害の実態並びに教訓を将来の富岡町を支える世代に伝えていくこと。

2番としまして、施設の機能。収蔵資料等の研究を通じて複合災害による地域の変容を明らかにし、その成果を広く発信するとともに、展示閲覧や収蔵資料の利用を通じて人々が集い、学習し合える施設を目指します。

また、各種研究、教育機関と有機的に連携するため、以下の機能を備えることを整備方針とする。

学習交流機能、発信・展示機能、調査研究・情報収集機能、収蔵庫機能となっております。

3番としまして、運営体制。施設に付随する学芸員や必要なスタッフを配置し、ボランティア等の参加も積極的に受け入れながら、町と町民が一体となって活動できる施設とすること。

4番、連携・位置ということで、周辺既存施設や町内の交流拠点でもあります富岡町文化交流センターとの連携が密にとれる位置に整備し、効率的、効果的な事業展開を図るということで提言をいたしております。

これをもとに11月に入りまして府内で議論を重ねた結果、基本構想として今回まとめさせていただいたものが資料6－1、富岡町アーカイブ施設基本構想になってございます。目次を挟みまして、3ページ目を見ていただきますと、施設の整備に向けてということで、町の考え方方が記載されてございます。上段、「富岡町は平成23年3月11日に発生した東日本大震災による地震と津波、それに伴って発生した原子力発電所事故の影響により6年に及ぶ全町避難を強いられた。平成29年4月に帰還困難区域を除く町域の避難指示は解除され住民の町内居住が徐々に再開しているものの、未だ多くの町民が町外で生活を続けている現状にある」ということで、全文はこの場ではお読みいたしませんが、被害の実態といまだ避難している町民がいるということで、これは現在の実態をうたった文言になっております。

その下の段、「富岡町は上記の記載のもと、被災地域として未曾有の複合災害の実態や、避難・復旧・復興途上の過程で得た教訓・経験を世界の人々や後世の住民に伝えるため、「地域をアーカイブすることへの試みを全町避難中から続けてきた」、これはその下の段にもなりますが、これまで復興計画、第二次計画等にも富岡町再生・発展の先駆けアクションプラン等にも掲げられてきましたアーカイブ施設の計画上の位置づけということで2段目に載せさせていただいております。

3段目につきましては、これらを踏まえた実践ということで、富岡町の先駆的な取り組みとして富岡町歴史・文化等保存プロジェクトチームを組織しまして、資料保全活動、町と福大を初め各研究機関等と連携してきた実践的な取り組み。

最後に、上記計画及びソフト事業の成果を踏まえ、地域目線による震災アーカイブの発信拠点整備を具現化すべく町民と有識者でつくる富岡町アーカイブ施設設置町民会議を設置し、平成28年度より議論を重ねてまいりました。これら計画、基本構想を踏まえた上で基本設計を今後実施計画のとおり進めてまいりたいと思いますが、ここで必要な施設の規模感、具体的な場所の選定も含めて今後基本設計の中で決定してまいりたいと考えております。

4ページ目のご説明に移りたいと思います。4ページにつきましては、先ほど提言の中でもございました富岡町の使命ということで、不幸にして震災、津波、そして原子力災害の三重の被害を受けた地域として、それらを未来に伝えていくということ、後世に伝えていくということが富岡町の使命ということでおたわれております。

第2章、施設の役割ということで、先ほど申し上げさせていただきました4つの機能、ひいては地

域全体をアーカイブするということで、震災前の富岡町の姿、それと一緒に震災のときにこの地域がどういう被害の実態を受けたか、それで今後復興に向けてどういうふうに富岡町がなっていくかということも含めて伝えていくことが重要であるということで文言の記載になっております。

第3章、施設機能の整備の方針ということで、(1)番、学習交流機能、(2)番、発信・展示機能(3)番、調査・研究・情報収集機能、(4)番、収蔵機能ということで、4つの機能が記載になってございます。

第4章につきましては運営体制ということで、これはこれから基本設計の中で具体的な用地ですか、施設の規模が決定された中で必要な運営体制、職員の体制等含めて検討してまいりたいと思いますが、必要な専門スタッフを配置することということで体制がうたわれてございます。

最後に、第5章、周辺施設との連携ということで、県の整備するアーカイブ施設、さらには富岡町文化交流センターも交流施設でございますので、それらと密な連携を図りながら、役割分担を考えながら施設の整備を進めていくということで文言が記載になってございます。

第6章、最後のページになりますが、整備のスケジュールということで、今年度におきましては基本構想の取りまとめ、今後基本設計を速やかに進めてまいりたいと思っております。さらに、次年度実施設計、基本設計を受けて工事内容の決定、31年度工事に着手、32年度公開、施設内での事業開始と進めてまいりたいと考えてございます。

説明は以上になります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 基本構想ということで、いろいろなところで出てきているわけですけれども非常に富岡町としては、このアーカイブ施設というのは今まで我々がこの震災で起きたこと、そしてそれ以前に富岡町であったものをつなげるということでは非常に重要だと思うのですが、1つだけお願いをしておきたいのですが、施設そのものは展示のものとしてあればいいというものではなくて、その建物自体もきちんとこの富岡を残していく建物でないといけないと思っておりますので、やはり中身もそうですが、中身と外身が一体的にきちんと情報が発信できるようなものをつくっていけるような形で計画を進めていっていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 係長。

○教育総務課生涯学習係長（三瓶秀文君） ご指摘ありがとうございます。今後建物そのものの基本設計ということで仕様を固めてまいりますが、その中で今いただいたご指摘を受けとめながら、建物の意匠等を含めて考えてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 9番、宇佐神幸一君。

○9番（宇佐神幸一君） 今回の中においての6ページの収蔵機能ということの中で、今まで富岡町

の教育委員会では文化財のプロジェクトチームをつくって、もちろん富岡町の文化財もそうですが、町民の宝というか、今の私知っている限りでは白河の施設、またあと国宝でしたっけ、その施設、あと富岡とある程度分散されている。また、それも数結構多い状態。これから収蔵という形でとつてくる場合、どういう形でアーカイブとして収蔵し、またその中で展示していくのか、そういうのもこれから必要だと思うのですが、どういう考え方ですか。

○議長（塙野芳美君） 係長。

○教育総務課生涯学習係長（三瓶秀文君） 震災前富岡町にございました町が持っていた文化財につきましては、富岡町文化交流センターの中にありました資料館の収蔵庫に収蔵されておりました。管理が不能になったということで震災後に国、県のお力をいただき、ご協力いただきまして、今現在福島県文化財センター白河館という白河の施設に県で仮収蔵施設をつくって保管されているような状況です。その前段として、相馬市の相馬女子高校が廃校になっておりましたので、その空き校舎を利用していたという形になってございます。その後それらの作業が一段落した段階で富岡町独自にプロジェクトチームをつくって、今度は民間の資料も含めて地域資料、震災遺産の保全に努めてまいりましたが、今現在地域資料ということで富岡町の町民の皆様が持っていた資料約2万8,000点ほど、震災遺産ということで震災のことがわかる資料5,600点ほど収集してございます。これらにつきましては、空になった富岡町文化交流センターの収蔵庫、さらには今現在富岡町第二中学校の研修室、あとは空き教室を一部活用させていただいて資料が入っているような状況になってございます。今後構想がまとまり、基本設計をこれから出していきますが、整備を進める中でそれらの資料が機能的に収蔵されさらには町民の皆様、外部の皆様に発信、展示として活用される施設をつくってまいりたいと思いますので、収蔵機能、施設のバックヤードとしてひとつこれも必要な機能と考えておりますので、ご理解をいただきながら整備を進めてまいりたいと思っております。

以上になります。

○議長（塙野芳美君） 9番、宇佐神幸一君。

○9番（宇佐神幸一君） わかりました。ただ、今回大分多い収蔵物でもありますし、実際的に相当大きい施設をつくって収納するしかないのかなと思うのですが、ただ一応町民も後でまた戻されるという形も踏まえたとしても、あと今回解体等で相当富岡の、おののの方々もそうですが、文化財的なものが失われていると思われるのです。できるだけそういうものを含めて町民にPRしながら、少しでも多くの、富岡町の歴史ですから、そういうのを踏まえて持つていただくようなPRも必要だと思うのですが、どうですか。

○議長（塙野芳美君） 係長。

○教育総務課生涯学習係長（三瓶秀文君） ご指摘ありがとうございます。我々事務方としましても同じような思いであります。地域資料、町民の皆様が直接扱ってきた資料だったり、写真であれば住民の方がみずから写っているような資料もあったりして、ここで人々が生活していた足跡になるもの

ですので、それら等使って町民の皆様が町内に戻ってきたときに懐かしいなという思いを持ってもらったり、さらには原発事故があつてこの地域がどういうふうに変容したかというのがわかる資料になると思いますので、それらがわかる展示、公開、さらには今ご指摘ございました収蔵機能についても資料が十分適切な環境の中で保存されるようなことを含めて検討してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（塙野芳美君） そのほかござりますか。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 東日本大震災の実態とか教訓は、これは富岡だけではなくて、浪江とか、いろいろ宮城とか、岩手とかいっぱいあるので、ただこの原子力災害、これに関してはこの地域でないとその教訓というのが伝わらないと思うのです。それで、例えば原発事故前は安全神話というのがあって、東京電力なんかは、弁当を提供しながら1泊2日とか結構やっていたのですけれども、メリットというのは交付金とかいっぱいありましたけれども、これだけのデメリット、物すごい被害があつたわけなのですけれども、これを信じていたのに原子力ってこういう怖さがあるよと、そういうものを教訓として正確に伝えてほしいのですが、その辺は大丈夫でしょうか。

○議長（塙野芳美君） 係長。

○教育総務課生涯学習係長（三瓶秀文君） 今ご指摘いただきました。今まで震災以前に我々が受けてきた、私もそうですけれども、安全神話に基づいたこの地域が、原発が事故を起こすなんていうことは考えられなかつたこと。さらには、こうなつてしまつた状況、震災後に変容した現在の姿、これを調査研究ということで書かせていただきましたけれども、これはこの地域の人たちも含めてですが、客観的に評価される必要があると考えています。ほかの地域でどういうふうに原発事故が起きたときにその地域が変容するのかということを教訓として伝えなければならぬと考えていますので、ほかにも原発がある地域で事故がいざ起きたときにどういうふうに変容するかというときに使えるような資料が残つていかなければいけないと思いますし、我々もそれは主観的な目線だけではなく、客観的に原発が起きてどういうふうにこの地域が変化したのかということを捉えることによって、それをさらには教訓として捉えていくことができるようになると思います。それらを踏まえた上で今後復興まちづくりの中に生かしていくことが重要になつくると私も認識しておりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） そのほかござりますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） なければ、以上をもつて質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件6、富岡町アーカイブ施設設置基本構想についてを終わります。

次に、その他に入ります。執行部からその他ござりますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） 議員からその他ござりますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） なければ、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を終了いたします。
お疲れさまでした。

閉会 (午後 5時10分)